

持続可能で希望ある岩手を実現するための  
行財政改革に関する報告書

令和4年9月

# 持続可能で希望ある岩手を実現するための行財政改革に関する報告書

本報告書は、「持続可能で希望ある岩手を実現する行財政研究会」における多角的な視点による議論等を踏まえて、岩手県総務部が報告書として取りまとめたものである。

## 目次

■はじめに	1
■第1章 中長期的な行財政構造の特徴・課題の分析等	2
1 今後の人口動態等	2
2 これまでの行財政運営の状況や中長期的な行財政構造の特徴・課題の抽出	5
(1) 他都道府県等の比較を通じた歳入歳出両面における本県の特徴	5
(2) 東日本大震災津波への財政対応に係る総括等	14
■第2章 希望ある岩手を実現するための重点テーマ等の推進の方向性	16
1 子ども子育て環境の充実など安心・安全に暮らせる基盤の強化	16
(1) 人口減少対策の強化	16
(2) 県立病院の更なる充実	23
ア 県立病院の概況と役割等	23
イ 県立病院を取り巻く環境とその変化	24
ウ 一般会計繰出金の状況	26
エ 取組の方向性 ～新しい時代の「良質な医療の均てん」に向けて～	27
(3) 県立高等学校における学びの質の向上	32
ア 県立高等学校の概況と役割	32
イ 県立高等学校を取り巻く環境とその変化	33
ウ 取組の方向性 ～新しい時代の「より充実した学びの場の創造」に向けて～	36
2 グリーン社会の実現、DX推進による豊かで活力あふれる岩手県の実現	44
(1) 本県の高いポテンシャルを活かしたグリーン社会の実現	44
(2) DX推進による豊かで活力あふれる岩手県の実現	46
■第3章 行財政運営にあたっての財政目標の設定等	48
1 令和4年度当初予算及び中期財政見通しの状況	48
2 新たな財政目標の設定	49
■第4章 持続可能な行財政基盤構築に向けた具体的な取組の方向性	54
1 行財政改革の具体的な方策	54
(1) 地方財政措置の拡充等の国制度の見直しの必要性	54
ア 国制度の見直しの必要性	54
イ 地方財政措置の拡充等の必要性	55
(2) 公共施設等の適正管理に係る推進方策	57
(3) 定年引上げを踏まえた定員管理のあり方	60
(4) その他歳出の水準の検討の方向性	62
ア 地方財政制度からの分析	62
イ 地方財政制度を踏まえた歳出水準適正化の方向性	65
ウ 岩手県独自の行財政運営による歳出水準の適正化	66
(5) あらゆる歳入確保策	68
2 行財政改革の着実な推進に向けた体制の構築	73

## ■はじめに

明治5年(1872年)、「盛岡県」から「岩手県」に改称され、明治9年(1876年)、現在の岩手県の姿になった。明治、大正、昭和、平成、そして令和。岩手県が生まれた当時、60万人程度であった人口は、昭和35年(1960年)に145万人とピークを迎えた後、「岩手県」に改称されて150周年となる令和4年(2022年)4月現在、119万人となった。そして、直近の国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によれば、今後、2040年には100万人を下回り、2045年には88万人となる見込みとなっている。

これまで、本県は県民福祉の増進を図るため、社会福祉を受けられる環境、教育を受けられる環境、そして医療を受けられる環境の充実を図るとともに、2011年3月11日に起きた東日本大震災津波に対しては、「いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造」という目指す姿を掲げ、危機を希望に変えるような着実な復興を果たしてきており、近年の新型コロナウイルス感染症への着実な対応を含め、人口動態や社会情勢等の変化に対応して、その時代時代に応じて大きな役割を果たしてきた。

一方で、本県の人口減少と少子高齢化は、全国を上回るペースで進んでおり、それぞれの地域における少子化とともに、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年も間近に迫っている。

人口減少はこれまでの行政サービスのあり方やその財政運営にとっても長期間にわたって少しずつ影響を与え、また、県央、県南、県北、そして沿岸のそれぞれの圏域で人口減少に伴い徐々に地域活力の低下を招く可能性があるなど、岩手県はまさに「静かなる危機」とも言える状況に立たされている。また、現下の危機としては、長引く原油価格・物価高騰等の影響が県民生活や県内経済に色濃く影を落としている。

そのような状況下にあっても、高齢世代や現役世代や若年世代にかかわらず、生活の困窮や出産・育児、仕事と家庭の両立、介護など、住民一人ひとりが抱える課題や不安に、家族や身近な人たちとともに、寄り添い、支える役割を果たすのは、住民に身近な存在である県や市町村に他ならない。

今後、県に求められるのは、現状維持を前提とした「削減ありき」の縮小型の行政運営ではなく、人口減少・少子高齢化という構造的課題に真正面から立ち向かい、現下に差し迫っている「静かなる危機」を「将来にわたる希望」に変えていくことである。そのために、いわて県民計画等に掲げられた目標の達成に向けた施策を力強く進めるとともに、未来においても希望を持てる岩手県を実現するために、本県のこれまでの強みを活かした攻めのグランドデザインを描き、必要となる施策を着実に推進していく必要がある。

その際、未来を見据えて希望ある岩手の実現に向けた攻めの施策を持続的に実施していくためには、持続可能な行財政基盤の構築という守りの姿勢も必要であり、その両輪を実現することで、多様な地域社会を今後も維持・発展させ、50年後、100年後、150年後の未来の世代へと引き継いでいく道筋をつけることができる。

このような状況に鑑み、本報告書においては、岩手県のこれまでの行財政運営の状況等における中長期的な課題や特徴等の分析を出発点として、これからの希望ある岩手の実現に向けて、持続可能で希望ある岩手を実現する行財政研究会における多角的視点による議論等も踏まえて、総務部が報告書として取りまとめた。(資料1、2)

## ■第1章 中長期的な行財政構造の特徴・課題の分析等

希望ある岩手を将来にわたって実現していくためには、その時々で県として行政サービスを届ける県民の方々がどれぐらい暮らしているか、その人たちにより質の高い行政サービスをいかに提供していけるかという視点が重要であり、今後の施策の検討の前提として、人口減少社会において人口動態がどのように推移するかという分析が必要となる。その上で、本県のこれまでの行財政運営の特徴等を把握することで、今後の人口減少時代に適合した施策の充実や基盤の構築を図っていくことができる。そのため、本章においては、今後の人口動態等やこれまでの行財政運営の状況や、中長期的な行財政構造の特徴・課題等について分析した。

### 1 今後の人口動態等

#### (国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所による人口動態)

総務省の国勢調査の結果及び国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本県の人口は1960年の144.9万人をピークに減少しており、2020年(令和2年)は121.1万人、約25年後の2045年にはピーク時の2/3以下となる88.5万人となっている。(資料3)

年齢別に見ると、15歳未満人口についてはピークであった1955年の52.3万人から2045年には8.2万人と減少、生産年齢人口である15歳以上65歳未満人口についても1985年の95.5万人をピークに2045年には42.1万人に減少する見込みとなっている。また、高齢化の進展に伴い高齢者人口は現在増加傾向にあるものの、65歳以上人口については2025年の41.3万人をピークに、75歳以上人口についても2035年の25.0万人をピークに減少に転じ、全世代において減少に転じる見込みである。

#### (岩手県人口ビジョンにおける人口推計)

国立社会保障・人口問題研究所の推計は、いわば、何ら対策を講じなかった場合の人口推計であり、本県では、「岩手県人口ビジョン」(令和2年3月改訂)において、人口減少を引き起こす様々な「生きにくさ」を「生きやすさ」に転換する「ふるさと振興」を積極的に展開し、出生率向上と本県の社会減ゼロを達成することにより、2040年に100万人程度の人口を確保し、2115年頃の人口80万人程度による定常状態を実現することを目指している。(資料4)

今後、希望ある岩手を実現していくためには、人口減少の要因分析やこのような人口動態の推移がそれぞれの地域や県民の暮らしに直結するような行政サービスの提供のあり方について、今後どのような影響があるか分析する必要がある。

#### (本県の人口減少要因)

本県の人口減少の要因については、「岩手県人口問題対策本部」(本部長:岩手県知事)の分析を踏まえると、以下のとおりとなっており、今後の人口減少対策等に係る施策の方向性について検討していく際の特に重視すべきポイントとなる。(資料5)

<sup>1</sup> 具体的には、出生率が2030年に1.8、2040年に人口置換水準(2.07)になるとともに、2024年までに社会増減をゼロとすることで、2040年に103.7万人、2115年に77.5万人の人口を確保することとしている。

- ① 本県の出生数の減少は、同程度の人口規模の他県と比較して、合計特殊出生率の低下の影響が大きい（女性人口の減少は各県共通）。
- ② 「30～34 歳」と比較した場合、「25～29 歳」の女性人口の減少については、社会減の影響が大きい。
- ③ 「25～29 歳」「30～34 歳」の出生率は同程度の人口規模の県の中で低位となっており、特に「30～34 歳」が相対的に低い。
- ④ 婚姻件数の減少率（2014 年→2019 年）について相対的に高い。
- ⑤ 通勤・仕事・家事・育児の合算時間は本県の女性が 620 分と同程度の人口規模の県の中で相対的に長い。

### （自然増減を巡る人口動態等）

ここからは、自然増減、社会増減を巡るそれぞれの指標の状況を述べる。

「岩手県人口移動報告年報」により本県の自然増減の推移を見ると、1960 年代は 30,000 人程度の自然増となっていたものの、出生数の減少、死亡数の増加により、1999 年に自然減に転じ、2021 年には 11,128 人の自然減となっている。（資料 6）

厚生労働省の「人口動態統計」によると、本県の出生数は、2021 年に 6,481 人となっており、約 10 年前（2010 年 9,879 人）と比べて約 3 割減少、約 20 年前（2000 年 12,292 人）と比べて約 5 割減少している。また、本県の 2020 年の 25～34 歳女性人口は 2000 年の約 6 割程度の水準まで減少している。さらに、以下のとおり、本県に関わる各種指標が、出生率を押し下げる傾向を示している。

- ・ 本県の人口千人当たり有配偶率は 2000 年 57.3 から 2020 年 49.4 と低下傾向、うち 30～34 歳女性は 2000 年 70.6 から 2020 年 59.3 と大幅に低下
- ・ 本県の 30～34 歳女性の未婚率は 1960 年 7% から 2000 年 24%、2020 年 35% と上昇傾向
- ・ 本県女性の平均初婚年齢は 1960 年 23.5 歳から 2000 年 26.5 歳、2020 年 29.1 歳と上昇傾向
- ・ 本県の人口千人当たり有配偶出生率（15～49 歳）は 2000 年 72.2 から 2020 年 67.7 と低下傾向

これらの結果、本県の合計特殊出生率は 2015 年の 1.49 から 2021 年 1.30 と 0.19 ポイント減少しているなど、社会減に伴う若年女性の減少と、未婚化・晩婚化に伴う出生率の低下により自然減が続いている状況にある。

### （社会増減を巡る人口動態等）

「岩手県人口移動報告年報」により本県の社会増減の推移を見ると、本県は 1960 年代以降、常に社会減が続いており、特に 1960 年代（集団就職）、1980 年代後半（円高不況）、2000 年代後半（IT 不況等）に減少のピークを迎えている。（資料 7）また、本県の社会減は全国の雇用情勢と関係が深く、本県の有効求人倍率が全国平均を上回ると社会減が縮小し、全国平均を下回ると社会減が拡大する傾向にある。（資料 8）

社会減の動向を年齢別に分析すると、18 歳の大学進学・高卒就職期、22 歳前後の大卒就職期において社会減が大きい。また、性別で比較すると、22 歳前後における女性の社会減が大きい状況となっている。（資料 9）

近年の本県の社会減は 2018 年 5,215 人から 2021 年 2,738 人と縮小傾向にある。15～34 歳人口に限

っても同様に縮小傾向にあり、さらに県内圏域別で見ると、県央部・県南部では社会減が縮小している傾向にある。また、県外からの移住者数は2019年1,190人から2021年1,584人と増加傾向にあり、その要因としては新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴う地元志向や地方移住への関心の高まりが考えられる。

#### **（人口減少の与える影響と人口減少時代に適合した施策展開の必要性）**

これらの要因等により、本県では今後においても年間1万人以上の人口減少が続く可能性が見込まれており、全国と同様に厳しい人口減少局面に直面している。出生率の低下等に伴う人口減少の影響は中長期的に続くと見込まれ、その結果、地域社会の活力の低下や生業のなり手不足等という形でそれぞれの地域においても顕在化してくることが見込まれる。また、今後の行政サービスの提供にあたって、県民の生命や健康、そして学びなどの生活に直結する県立病院や県立高等学校については、人口減少の影響が受診患者数の減少や生徒数の減少という形で表れることにより、提供体制のあり方そのものの課題が生じる可能性がある。

それぞれの地域社会や産業、行政サービスの提供のあり方に中長期的な影響が見込まれる中であっても、将来にわたって希望ある岩手を実現していくためには、人口減少対策の強化のほか、国の諸制度の見直しの実現も含めて行政サービスの提供体制をどのように人口減少時代に適合させ、本県の強みを活かしてより質の高い行政サービスを提供していくかという攻めの施策を展開していく姿勢が必要となってくる。

あわせて、人口減少に伴う地方税収や地方交付税の減少などの行財政運営にあたっての諸課題も顕在化する可能性があり、これらの課題に遺漏なく対応するため、持続可能な行財政基盤の構築が必要となってくる。

## 2 これまでの行財政運営の状況や中長期的な行財政構造の特徴・課題の抽出

今後の希望ある岩手を実現するための諸方策について議論を深めていくためには、本県のこれまでの行財政構造の特徴や課題等に係る分析等を通じて、本県の強みを把握する必要がある。そのため、本項では、総務省の地方財政状況調査（以下「決算統計」という。）等を活用し、本県のこれまでの行財政運営の状況や、本県の歳入歳出構造の特徴・課題について、経年比較や他都道府県との比較等を実施しつつ、第4章においては地方財政制度の視点からの比較を実施するなど、これまでにないより多角的な分析を実施した。

これらの分析等について、決算統計を通じた経年比較や県民1人当たり額を含めた他都道府県との水準比較により、より相対的かつ客観的に本県の歳入歳出両面の特徴や課題について性質別、目的別で把握しつつ、今後の施策検討にあたっての参考資料となるとともに、県民へのより分かりやすい財政状況の見える化を進めることができる。また、他都道府県との水準比較に加えて、第4章における地方財政制度の視点からの比較、具体的には各歳出項目に係る標準的な団体との比較についてもあわせて実施することにより、より多角的かつ詳細な視点から今後の歳出水準の適正化の参考資料となるものである。

### (1) 他都道府県等の比較を通じた歳入歳出両面における本県の特徴

#### 【分析方法】

- 歳入歳出両面において、平成22（2010）年度～令和元（2019）年度の期間における、本県の決算平均額（震災分及び緊急防災・減災事業分、全国防災事業分を除く通常分）について、本県・東京都を除く全国平均・類似団体<sup>2</sup>平均（以下「類団平均」という。）との比較を実施（以下本項において「10年平均」という。）
- また、各団体において人口規模が異なることを踏まえ、県民1人当たり<sup>3</sup>の額についても全国平均・類似団体平均との比較を実施
- 経年変化を把握するため、歳入については平成以降の年次推移、歳出については、平成22（2010）年度～令和2（2020）年度の年次推移の分析を実施

#### 歳入について

本県の歳入総額の10年平均は7,088億円であり、東京都を除く全国平均9,148億円よりも少なく、類団平均6,214億円よりも多い。順位は全国で23位である。また、県民1人当たりの額は549,757円であり、東京都を除く全国平均440,695円や類団平均530,207円よりも多く、順位は全国で9位と高水準となっている。（資料10）

<sup>2</sup> 類似団体については、令和2年度決算統計における財政力指数が同レベル（Dランク）の団体である青森県、岩手県、秋田県、山形県、和歌山県、徳島県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県としている。

<sup>3</sup> 各都道府県の人口については各年度における住民基本台帳人口を用いている。  
なお、県民1人当たりの額については、いわゆる大都市圏の都道府県よりもスケールメリットが働かないことから、一般的な傾向として高水準になりやすい点に留意が必要である。

構成別で見ると、本県の県税等<sup>4</sup>の比率は 22.8%であり、東京都を除く全国平均 36.5%よりも低く、類団平均 22.2%と同程度で、本県は歳入における県税等への依存度が相対的に低くなっている。一方で、本県は地方交付税等<sup>5</sup>の比率が 31.6%となっており、東京都を除く全国平均 20.6%よりも高く、類団平均 31.5%と同程度で、地方交付税等への依存度は相対的に高い状況となっている。

### （歳入内訳）

本県の歳入総額の 10 年平均の内訳を見ると、県税等は 1,613 億円であり、東京都を除く全国平均 3,339 億円よりも少なく、類団平均 1,382 億円よりも多い。順位は全国 30 位となっている。また、県民 1 人当たりの額は 125,483 円であり、東京都を除く全国平均 130,206 円よりも少なく、類団平均 117,485 円よりも多い。

地方交付税等は 2,236 億円で、東京都を除く全国平均 1,887 億円や類団平均 1,960 億円よりも多い。順位は全国 8 位であり、比較的高位となっている。また、県民 1 人当たりの額は 173,433 円であり、東京都を除く全国平均 115,092 円や類団平均 166,779 円よりも多い。

地方交付税等に臨時財政対策債を加えた「実質的な地方交付税等」は 2,646 億円であり、東京都を除く全国平均 2,545 億円や類団平均 2,316 億円よりも多い。順位は全国 13 位となっている。県民 1 人当たりの額は 204,982 円であり、東京都を除く全国平均 143,952 円や類団平均 196,983 円よりも多い。

国庫支出金等や地方債については、全国と比較してその比率が相対的に低い水準となっている。

標準財政規模<sup>6</sup>は 3,994 億円であり、東京都を除く全国平均 5,344 億円よりも少なく、類団平均 3,443 億円よりも多い。順位は全国 25 位となっている。また、県民 1 人当たりの額は 309,839 円であり、東京都を除く全国平均 252,400 円や類団平均 292,871 円よりも多い。

### （地方交付税の推移）

実質的な地方交付税（普通交付税、特別交付税及び臨時財政対策債の合計）の推移を見ると、景気の変動に伴う税収の増減や、国の骨太の方針等による地方一般財源総額の状況に連動して増減している。

また、全国に対する本県のシェアが減少傾向（平成 7 年度：1.45%⇒令和 2 年度：1.06%）にあり、これは、本県が全国よりも早く人口減少が進んでいることに伴い、普通交付税の算定に大きな影響を及ぼす国勢調査人口について、日本の総人口に対する本県のシェアが減少（平成 7 年度：1.13%⇒令和 2 年度：0.96%）していること等によるものと考えられ、人口減少が本県の行財政運営に与える大きな影響の一つとなっている。（資料 11）

### （東日本大震災津波からの復旧・復興分等を含む歳入決算の推移）

東日本大震災津波からの復旧・復興分等を含む全体の決算額の平成以降の推移を見ると、平成 12 年

<sup>4</sup> 県税等とは、地方税、地方譲与税及び地方消費税清算金収入の計である。

<sup>5</sup> 地方交付税等とは、地方交付税（普通交付税、特別交付税）及び地方特例交付金の計である。地方交付税は、人口や産業による地域間格差や税収の年度間格差などによる地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するために国が配分しているものである。

<sup>6</sup> 標準財政規模は、「普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額＋標準税収入額」や「基準財政需要額＋留保財源額」等により算出され、地方公共団体の一般財源の標準的な大きさを示す。



度の 9,696 億円をピークに減少傾向となっていたところ、東日本大震災津波からの復旧・復興事業に対する国からの財源措置等が多額となったことにより、平成 23 年度に 1 兆 3,532 億円を計上するなど 1 兆円を超える規模で推移しながら漸減している。(資料 12)

## 歳出について

本県の歳出総額は 10 年平均で 6,640 億円と、東京都を除く全国平均 8,965 億円よりも少なく、類団平均 6,022 億円よりも多い。本県の順位は全国で 27 位となっている。また、県民 1 人当たりによると 514,970 円となっており、東京都を除く全国平均 429,239 円や類団平均 513,580 円よりも多く、本県の順位は全国で 10 位となっている。(資料 13)

平成 22 年度以降の総額の推移では、東日本大震災津波からの復旧・復興事業への将来的な備えとして基金への積立金が多額となった平成 23 年度 (7,253 億円) や、新型コロナウイルス感染症への対応経費が多額となった令和 2 年度 (7,696 億円) を除き、ほぼ横ばいで推移している。県民 1 人当たりによると、人口が平成 22 年度から令和 2 年度にかけて 5.6% 減少する一方で、総額が横ばいとなっていることから、平成 22 年度 515,641 円から令和元年度 526,310 円、令和 2 年度 630,163 円と徐々に増加している。(資料 14)

### 本県の歳出水準の 10 年平均 (目的別・通常分)

	総額 (億円)		県民 1 人当たり (円、%)			
	岩手県	全国順位	岩手県	全国順位	岩手県／ 全国平均	岩手県／ 類団平均
議会費	13	26	1,034	11	122.5	101.0
総務費	423	21	32,810	13	124.2	91.6
民生費	855	30	66,389	16	107.7	92.1
衛生費	515	8	39,920	1	247.2	189.5
労働費	52	24	3,964	12	122.7	95.0
農林水産業費	513	14	39,804	14	140.3	95.6
商工費	501	22	38,718	12	121.2	90.3
土木費	554	43	42,949	32	82.5	69.8
警察費	267	33	20,695	41	88.6	85.9
教育費	1,452	27	112,642	6	118.0	105.1
災害復旧費	74	10	5,845	5	189.3	156.1
公債費	1,221	16	94,594	9	136.2	114.3
諸支出金	0	11	7	13	13.9	8.5
税交付金等	200	32	15,599	39	90.8	100.8
歳出合計	6,640	27	514,970	10	120.0	100.3

※全国平均は東京都を除く全国平均の額であること。

### (目的別構成割合)

本県の歳出の10年平均を目的別構成割合で見ると、教育費が最も高く21.9%となっており、次いで公債費18.4%、民生費12.9%となっている。教育費の構成割合は東京都を除く全国平均23.3%、類団平均21.2%と同程度である一方で、公債費の構成割合は東京都を除く全国平均15.7%、類団平均16.1%よりも高い水準となっている。また、民生費の割合は東京都を除く全国平均15.4%、類団平均14.2%よりも低い水準となっている。(資料13)

その他の費目で特徴的なものとしては、衛生費の構成割合が7.7%で、東京都を除く全国平均3.5%、類団平均4.1%よりも高い水準に、土木費の構成割合が8.3%で、東京都を除く全国平均10.7%、類団平均11.9%よりも低い水準となっている。

### (議会費)

次に、目的別各費目の全国比較を行う。

本県の議会費は、10年平均で13億円と、東京都を除く全国平均16億円よりも少なく、類団平均12億円よりも多い。本県の順位は全国で26位となっている。13億円のうち議員報酬が5.8億円と約4割を占めている。県民1人当たりによると、1,034円と、東京都を除く全国平均844円よりも多く、類団平均1,023円と同程度となっている。順位は全国で11位となっている。(資料15)

平成22年度以降の推移では、総額では、平成22年度13億円から令和2年度14億円と微増するとともに、県民1人当たりの議会費についても徐々に増加している。

### (総務費)

本県の総務費は、10年平均で423億円と、東京都を除く全国平均519億円よりも少なく、類団平均422億円と同水準である。本県の順位は全国で21位となっている。県民1人当たりによると、32,810円と、東京都を除く全国平均26,415円よりも多く、類団平均35,836円よりも少ない。順位は全国で13位となっている。(資料16)

平成22年度以降の推移では、東日本大震災津波からの復旧・復興事業等に係る基金への積立金の増減が大きく影響しており<sup>7</sup>、特に平成23年度の県民1人当たりの額は56,027円で全国1位である。

### (民生費)

本県の民生費は、10年平均で855億円と、東京都を除く全国平均1,379億円よりも少なく、類団平均858億円と同水準である。本県の順位は全国で30位となっている。県民1人当たりによると、66,389円と、東京都を除く全国平均61,650円よりも多く、類団平均72,094円よりも少ない。順位は全国で16位となっている。(資料17)

平成22年度以降、社会保障制度の改正や高齢化の進展により微増傾向にある一方で、本県の伸び率は東京都を除く全国平均よりも低い状況となっている。

<sup>7</sup> 平成23年度に512億円(財政調整基金247億円、県債管理基金265億円)、平成25年度に295億円(財政調整基金187億円、地域振興基金95億円など)を積立。

### （衛生費）

本県の衛生費は、10年平均で515億円と、東京都を除く全国平均309億円や類団平均247億円よりも多く、本県の順位は全国で8位と高水準である。県民1人当たりによると39,920円となっており、東京都を除く全国平均16,147円や類団平均21,065円よりも極めて高い水準で、全国都道府県の中でも最も多く、全国1位である。（資料18）

平成22年度以降の推移では、平成23年度は地域医療再生基金への積立金により、平成29年度から令和元年度は岩手医科大学の移転に対する支援により、令和2年度は新型コロナウイルス感染症への対応経費によりそれぞれ増加している。

### （衛生費のうち病院事業会計への繰出金）

本県の衛生費が全国の都道府県の中で最も高い水準となっている要因としては、岩手県立病院等事業会計（以下「病院事業会計」という。）への繰出金が挙げられる。本県の病院事業会計への繰出金は、10年平均で211億円と衛生費の相当部分（40.9%）を占めており、東京都を除く全国平均44億円（14.3%）、類団平均45億円（18.4%）と比べても極めて高い水準となっていることが分かる。都道府県によって人口規模が異なるため一概に比較することは困難であるものの、病院事業会計への繰出金の総額で比べてみると、東京都（人口約1,200万人）に次いで岩手県（人口約120万人）は全国2位と極めて高い水準にある。また、県民1人当たりによると16,359円となっており、東京都を除く全国平均2,459円の約7倍、類団平均3,687円の約5倍となっており、全国1位の高い水準となっている。

（資料19）

第2章1（2）で述べるとおり、本県は、全国で最も多い20の県立病院と6つの地域診療センター（診療所）を運営しており、圏域によってその役割に相違はあるものの、県立病院が地域における医療提供体制の確保に非常に大きな役割を果たしている構造となっている。

県立病院は、公立病院としての機能、すなわち救急医療やへき地等における医療、小児・周産期・災害・精神などの不採算・特殊部門に係る医療も提供しており、これら政策的な医療の提供に要する経費を含め、他の都道府県と比較して県立病院の運営に対して重点的に予算措置をしてきたと言える。

### （労働費）

本県の労働費は、10年平均で52億円と、東京都を除く全国平均62億円よりも少なく、類団平均49億円よりも多い。本県の順位は24位となっている。県民1人当たりによると3,964円で、東京都を除く全国平均3,231円よりも多く、類団平均4,170円よりも少ない。順位は12位となっている。（資料20）

平成22年度以降の推移では、いわゆるリーマンショックに伴う雇用失業情勢を踏まえ国から交付された緊急雇用創出事業臨時特例交付金の基金への累次の積立金により、平成24年度までは多額となっており、それ以降はほぼ横ばいで推移している。

### （農林水産業費）

本県の農林水産業費は、10年平均で513億円と、東京都を除く全国平均481億円や類団平均496億円よりも多い。本県の順位は全国で14位となっている。県民1人当たりによると39,804円で、東京

都を除く全国平均 28,380 円よりも多く、類団平均 41,626 円よりも少ない。順位は全国で 14 位となっている。(資料 21)

平成 22 年度以降の推移では、東日本大震災津波発災後、平成 28 年度までは復興事業への対応を優先させたこともあり、減少傾向にあった<sup>8</sup>ものの、平成 29 年度以降は国の防災・減災、国土強靱化対策への対応等により増加傾向にある。

#### (商工費)

本県の商工費は、10 年平均で 501 億円と、東京都を除く全国平均 674 億円よりも少なく、類団平均 469 億円よりも多い。本県の順位は全国で 22 位となっている。県民 1 人当たりによると 38,718 円で、東京都を除く全国平均 31,939 円よりも多く、類団平均 42,883 円よりも少ない。順位は全国で 12 位となっている。(資料 22)

商工費は、その多くを制度融資のための預託金を含む貸付金が占めている。平成 22 年度以降の推移では、リーマンショックの影響による資金繰り支援としての制度融資に係る預託金が減少傾向にあったこともあり、令和元年度にかけて年々減少した。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済活動の停滞へ対応するため措置された制度融資に係る預託金により大幅に増加している。

#### (土木費)

本県の土木費は、10 年平均で 554 億円と、東京都を除く全国平均 957 億円や類団平均 719 億円よりも少ない。本県の順位は全国で 43 位と低い水準にある。県民 1 人当たりによると 42,949 円で、東京都を除く全国平均 52,052 円や類団平均 61,497 円よりも少ない。順位は全国で 32 位と低い水準にある。(資料 23)

平成 22 年度以降の推移では、東日本大震災津波発災後、平成 28 年度までは復興事業への対応を優先させたこともあり減少傾向にあった<sup>9</sup>ものの、平成 29 年度以降は国の防災・減災、国土強靱化対策への対応等により増加傾向にある。

#### (警察費)

本県の警察費は、10 年平均で 267 億円と、東京都を除く全国平均 569 億円や類団平均 283 億円よりも少なく、本県の順位は全国で 33 位となっている。県民 1 人当たりによると 20,695 円で、東京都を除く全国平均 23,349 円や類団平均 24,098 円よりも少なく、順位は全国で 41 位と低い水準にある。(資料 24)

平成 22 年度以降の推移では、総額ではほぼ横ばいとなっているが、平成 25 年度は給与特例減額に伴う人件費の減により微減となっている。県民 1 人当たりによると、人口減少の進行に加え、警察職員数が平成 22 年度 2,093 人から令和 2 年度 2,134 人と増加していることもあり、徐々に増加している。

<sup>8</sup> 東日本大震災津波に係る復旧・復興分を含めた全体額は平成 22 年度 541 億円から平成 26 年度 784 億円へ増加した後、平成 28 年度 615 億円と減少している。

<sup>9</sup> 東日本大震災津波に係る復旧・復興分を含めた全体額は平成 22 年度 663 億円から平成 29 年度 1,667 億円へと逡増している。

### (教育費)

本県の教育費は、10年平均で1,452億円と、東京都を除く全国平均2,090億円より少なく、類団平均1,275億円よりも多い。順位は全国で27位となっている。県民1人当たりによると、本県は112,642円となっており、東京都を除く全国平均95,468円や類団平均107,199円よりも多く、全国で6位の高い水準となっている。特に本県における生徒1人当たりの高等学校費は令和2年度に1,418千円、全国で3位の極めて高い水準となっており、これまで一貫して東京都を除く全国平均や類団平均より高い水準で推移する<sup>10</sup>など、他の都道府県と比較して高等学校に対して重点的に予算措置してきたと言える<sup>11</sup>。平成22年度以降の推移では、若年層を始めとした人口減少の進行に対して、教育費の予算全体がほぼ横ばいとなっていることから、県民1人当たり教育費負担額は年々増加傾向にある。(資料25)

### (教育費のうち高等学校費)

教育費の県民1人当たり負担額112,642円の内訳について、小学校費が35,016円で全国4位、中学校費が21,160円で全国4位、高等学校費が24,305円で全国6位となっており、これらの費目は全国の中で高い水準にある。(資料19)

小学校費及び中学校費については、主に市町村の設置した義務教育諸学校の教職員給与費負担金である一方で、高等学校費は主に県立高等学校の運営費であり、高等学校費のうち経常経費(運営費)について、県民1人当たり負担額が22,934円で全国3位の極めて高い水準にある。

高等学校費に係る歳出額の平成以降の推移をみると、平成9年度の481億円をピークに、令和2年度は339億円となっており、人件費が大きな割合(令和2年度:72.6%)を占めている。(資料26)

また、普通建設事業費について、平成21年度から平成29年度にかけて県全体として投資的経費を抑制していたこともあり縮小していたものの、平成30年度以降は抑制前の水準に戻りつつある<sup>12</sup>。

### (高等学校教員の年齢構成が人件費に与える影響)

人件費全体の推移について、平成10年度(368億円)をピークに平成25年度までは減少していたが、その後は250億円前後の横ばいで推移している。内訳について、令和2年度の人件費246億円のうち職員給与が82%、職員給与以外が18%となっており、全国平均の構成割合(職員給与79%、職員給与以外21%)と比較して、職員給与の構成割合が高い状況となっている。

また、文部科学省の学校教員統計調査<sup>13</sup>によると、本県の高等学校教員の平均勤続年数は19.6年、平均給料月額が368.7千円となっており、全国と比較して、平均勤続年数に比して平均給料月額は高い傾向にある。本県の高等学校教員の年齢構成が、全国と比較して、22歳~34歳の層の教員が少ない一方で、40歳~53歳の層の教員が多くなっていることが影響していると考えられる<sup>14</sup>。

<sup>10</sup> 要因として、生徒数に比して教員が多いことや、後述する教員の年齢構成割合の差異(全国と比較して高年齢層の教員が多い)による給与水準の高さなどが考えられる。

<sup>11</sup> なお、平成26年度に制度化された高等学校就学支援交付金は、都道府県によって高等学校費への計上と教育総務費への計上に対応が分かれており、高等学校費に計上している都道府県はこの額が高い水準となることに留意が必要である。(本県は高等学校費に計上)

<sup>12</sup> なお、普通建設事業費については、第2章1(3)で述べる高等学校の再編や統合等と相関性が高い傾向にあることに留意が必要である。

<sup>13</sup> なお、学校教員統計調査は抽出調査であり、その結果については一定の幅をもって考慮する必要がある。

<sup>14</sup> この点、全国では、教員のいわゆる「新陳代謝」が進んだことにより、年齢構成の最適化が図られている

他都道府県と比較して教員の高齢化が進んでいる現状のまま年齢が進行した場合、少なくとも今後10年間程度にわたり教員人件費の増加傾向が続く可能性があり<sup>15</sup>、今後、給与水準等について他の都道府県との比較等により、詳細に分析していく必要がある。

### （災害復旧費）

本県の災害復旧費は、10年平均で74億円と、東京都を除く全国平均51億円や類団平均42億円よりも多く、本県の順位は全国で15位となっている。県民1人当たりによると5,845円で、東京都を除く全国平均3,088円や類団平均3,743円よりも多く、順位は全国で5位と高い水準にある。（資料27）

災害復旧費は、大きな災害が発生した後で増加し、平成22年度以降では、平成25年台風第26号、平成28年台風第10号、令和元年台風第19号による被害への対応により増加している<sup>16</sup>。

### （公債費）

本県の公債費は、10年平均で1,221億円と、東京都を除く全国平均1,406億円よりも低く、類団平均969億円よりも多い。本県の順位は16位となっている。県民1人当たりによると94,594円で、東京都を除く全国平均69,438円や類団平均82,788円よりも多く、順位は全国で9位と高い水準にある。

（資料28）

平成22年度以降の推移では、平成22年度1,213億円から平成26年度にピークとなる1,342億円と増加し、以降は令和2年度992億円と減少している。

本県においては、平成7年度～平成15年度をピークに、国の経済対策に呼応した道路整備や河川改修などの公共投資に加えて、平成10年に開学した県立大学、平成18年にオープンした岩手県民情報交流センター（アイーナ）の整備等に伴い多額の地方債を発行してきた。（資料29）

この地方債の発行に伴い、近年は公債費負担が高水準で推移しているが、後述の公債費負担適正化計画の策定などにより財政健全化を推進してきたところである。

### （性質別構成割合）

本県の歳出を性質別構成割合で見ると、10年平均では人件費の割合が26.3%と最も高く、次いで補助費等21.3%、公債費18.4%となっている。人件費の構成割合は東京都を除く全国平均28.9%よりも低く、類団平均26.6%と同水準であり全国28位、補助費等の割合は東京都を除く全国平均23.8%よりも低く、類団平均20.2%よりも高水準で全国27位、公債費の構成割合は東京都を除く全国平均15.6%、類団平均16.1%よりも高水準で全国16位となっている。（資料30）

---

一方で、本県では、平成25年度から令和元年度にかけて34歳から39歳の中堅層の割合が大きく減少し、51歳から58歳の高齢層が増加したことで、令和元年度の教員の平均年齢が46.9歳と、平成25年度から1.7歳増加している。その要因としては、51歳から58歳の高齢層の教員が平成25年度の530人に対して令和元年度が676人と146人増加していること、再任用職員（61歳以上職員）が平成25年度の33人に対して令和元年度が99人と66人増加していることが考えられる。

<sup>15</sup> 一定の仮定条件（現行の教員数が同数で維持されるとともに、退職等に伴う新陳代謝が無い場合）に基づくものであることに留意が必要である。

<sup>16</sup> なお、今回の分析では東日本大震災津波への対応分を除外しているが、東日本大震災津波に係る災害復旧費も含めると、平成22年度の16億円から平成23年度728億円、平成25年度2,003億円と大幅に増加したのち減少傾向となっている。

その他の費目で特徴的なものを列挙すると、維持補修費の構成割合が1.9%で、東京都を除く全国平均0.9%、類団平均1.0%よりも高く全国9位に、災害復旧事業費の構成割合が1.1%で、東京都を除く全国平均0.6%、類団平均0.7%よりも高く全国10位、積立金の構成割合が4.0%で、東京都を除く全国平均2.4%、類団平均2.9%よりも高く全国14位となっており、いずれも全国と比べて高い水準にある。

県民1人当たりによると、総額で上位となっている維持補修費が9,735円で全国4位、積立金が20,507円で全国4位、災害復旧事業費が5,845円で全国5位となっているほか、補助費等が109,790円で全国7位、公債費が94,519円で全国9位、貸付金が44,628円で全国9位と、いずれも全国と比べて相対的に高くなっている。

これらの費目が相対的に高くなっている要因については、維持補修費が公共施設等の維持管理経費に加え、県道や公共施設の除雪に係る経費が多額であること、積立金が東日本大震災津波からの復旧・復興事業費の増大やこれに伴う繰越金の増加によって実質収支が相対的に増え、地方財政法（昭和23年法律第109号）の規定による基金への積立が増えたこと、災害復旧事業費が台風災害による復旧・復興事業費が多額であること、補助費等が病院事業会計への繰出金が多額であること、公債費が過去の公共投資や県立大学、複合施設の建設等による多額の地方債の償還が多額であること、貸付金がいわゆるリーマンショックや新型コロナウイルス感染症への対応としての制度融資が多額となっていることが挙げられる。

#### 財政健全化法<sup>17</sup>による財政健全化基準について

以下、財政状況の各指標に係る現状等について記載する。

現在、各地方公共団体は、財政健全化法に基づき、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標を健全化判断比率として算定・公表することとされており、この指標が一定の水準以上となった場合には「財政健全化団体」「財政再生団体」として、計画を策定し、計画に基づき財政健全化に向けた取組を行うこととされている。（資料31）

本県においては、これまでの着実な財政健全化の取組により、財政健全化団体や財政再生団体となったことはないものの、公債費が他県と比べて高い水準で推移しており、実質公債費比率及び将来負担比率については、令和2年度決算においてそれぞれ13.7%・全国41位、221.5%・全国38位と、高い水準となっている。（資料32、33）

#### （公債費負担適正化計画の策定）

実質公債費比率が平成24年度決算において18%以上（18.6%）となったことから、県債の発行に総務大臣の許可が必要となり、公債費負担適正化計画を策定した上で、徹底的な歳出の見直し、総人件費の抑制、あらゆる手法による歳入の確保といった行財政構造改革に加え、県債発行の適正管理や公的資金補償金免除繰上償還の積極的な実施、低利資金の活用などの取組を実施した。

その結果、計画の目標である実質公債費比率18%未満について、当初の計画の2年前倒しとなる平成30年度決算で達成している。

<sup>17</sup> 正式名称は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）。

## (2) 東日本大震災津波への財政対応に係る総括等

### (本県のこれまでの取組)

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災津波により、本県は多くの尊い命と財産が失われ、水産業を中心とした産業や、道路・河川・港湾などの公共施設等も甚大な被害を被った。

この未曾有の大規模災害からの復興に向けて、県では平成 23 年 4 月に策定した「東日本大震災津波からの復興に向けた基本方針」、同年 8 月に策定した「岩手県東日本大震災津波復興計画」（平成 23 年度～平成 30 年度）、平成 31 年 3 月に策定した県の総合計画「いわて県民計画（2019～2028）」<sup>18</sup>に基づく「復興推進プラン」（令和元年度～令和 4 年度）等に基づき、復興の取組を着実に推進してきた。

具体的には、災害廃棄物の処理、応急仮設住宅の整備や被災した漁船・養殖施設等の水産業施設の復旧といった被災直後の応急対応・災害復旧、復興道路や津波防災施設、災害公営住宅や医療機関の整備といったハード面の整備、被災者のこころのケアやコミュニティの形成支援、災害の教訓の伝承といったソフト面の取組など、三陸のより良い復興の実現に向けた様々な取組を行ってきた。

### (復興事業費の見込みと実績)

そのために必要となる復興事業費は、国において、平成 23 年度から令和 7 年度までに国全体で 32.9 兆円<sup>19</sup>と試算されており、このうち集中復興期間（平成 23 年度～平成 27 年度）の事業費は 26.3 兆円、第 1 期復興・創生期間（平成 28 年度～令和 2 年度）の事業費は 6.5 兆円<sup>20</sup>とされている。（資料 34）

本県（県分及び市町村分の合算額）の復興事業費は、集中復興期間における試算額 4 兆円<sup>21</sup>に対し、決算統計により算出した実績<sup>22</sup>は約 2.5 兆円（うち県分約 1.4 兆円）、第 1 期復興・創生期間における試算額 2.2 兆円<sup>23</sup>に対し、実績は約 2.2 兆円（うち県分約 1.4 兆円）となっており、これまで本県の復興事業は見込まれている事業費の範囲内で執行されている<sup>24</sup>。（資料 35）

### (県分の復興事業費の目的別内訳)

本県の集中復興期間及び第 1 期復興・創生期間における復興事業費計約 2.8 兆円について、歳出目

<sup>18</sup> 「いわて県民計画（2019～2028）」は、「長期ビジョン」と「アクションプランから構成され、アクションプランについてはさらに「復興推進プラン」、「政策推進プラン」、「地域振興プラン」、「行政経営プラン」の 4 つで構成されている。

<sup>19</sup> 「令和 3 年度以降の復興の取組について（概要）」（令和 2 年 7 月 17 日復興推進会議）による。

<sup>20</sup> 財政制度等審議会財政制度分科会資料（平成 28 年 4 月 4 日）による、それぞれ平成 27 年 1 月、平成 27 年 6 月時点の推計であり、「令和 3 年度以降の復興の取組について（概要）」においてはここから不用額が控除されているものと推測される。また、この試算額には、国が直接執行する分が含まれている。

<sup>21</sup> 平成 26 年 7 月に行った被災 4 県（岩手県、宮城県、福島県及び青森県）共同要望における試算額。

<sup>22</sup> 決算統計における「復旧・復興事業分」、「緊急防災・減災事業分」、「全国防災事業分」の合算額に、復興事業費見込額との比較を行うための調整を行っている。

<sup>23</sup> 「被災 3 県が公表している平成 28～32 年度の事業費試算について」（平成 27 年 6 月 9 日復興庁記者発表資料）による。

<sup>24</sup> なお、第 2 期復興・創生期間（令和 3 年度～令和 7 年度）の本県の復興事業費は 0.1 兆円と試算されている。



的別の内訳を見ると、最も多いのは災害廃棄物処理や被災した社会基盤・公共施設の復旧に係る災害復旧費約 8,600 億円で、次いで復興道路や防潮堤等の社会基盤整備に係る土木費約 7,800 億円、被災事業者の資金繰り支援や産業・生業の再生に係る商工費約 7,400 億円、応急仮設住宅の整備などの災害救助に係る民生費約 1,700 億円が多額となっている。(資料 36)

#### (復興事業費に係る財源の内訳)

本県の復興事業費に係る歳入決算額は約 3.3 兆円<sup>25</sup>となっているが、このうち、震災復興特別交付税約 7,300 億円や東日本大震災復興交付金約 1,700 億円などを含む国からの財政措置が約 2.2 兆円、被災した事業者への資金繰り支援としての制度融資に係る預託金などを含む諸収入が約 8,600 億円と多額となっている。(資料 37)

また、地方債は、公営住宅の建設や災害援護資金の貸付等で約 616 億円を発行しており、このうち、平成 28 年度以降に設けられた、一部の復興事業における地方負担に対する地方債の発行額は約 97.5 億円となっている。

このように、東日本大震災津波に係る復興事業費については、国において、壊滅的な被害の状況に加え、財政力が低い団体が多かったことを踏まえ、実質的な地方負担を極力減らす特例的な措置を取っており、本県においてもこれらの財政支援を最大限に活用した結果、一般財源等による負担は、国からの財政措置が無い県単独事業分も含め、約 1,600 億円程度と、事業費全体の 5.5%程度となっている。

---

<sup>25</sup> 復興事業費 2.8 兆円とこれに係る歳入 3.3 兆円の差額 0.5 兆円は、決算時の不用残や、震災復興特別交付税のうち税減免対応としての算定額、施越事業（事業自体は一般財源等で立て替え、国庫補助金等の採択や交付が後年度となったもの）に係る国庫支出金等の一般財源等扱歳入となっている。

## ■第2章 希望ある岩手を実現するための重点テーマ等の推進の方向性

人口減少が地域に与える影響については先述のとおりであるが、将来にわたって希望ある岩手を実現していくためには、安心・安全に暮らせる社会基盤を守りつつ、人口減少の局面に真正面から向き合い、より質の高い行政サービスを提供するために必要となる攻めの施策の展開をしていくことが重要である。本研究会においても、今後の施策の検討の参考になるものとして、本県の強みである県立病院や県立高等学校の更なる充実を含め、子ども子育て環境の充実などの安心・安全に暮らせる基盤の強化、GX<sup>26</sup>、DX<sup>27</sup>について重点テーマと位置づけて議論が交わされた。

また、今後の施策展開にあたっては、市町村を始めとする関係団体等との連携が重要であり、後述の人口減少対策の強化、県立病院の更なる充実に向けた市町村との連携や高等学校に係る市町村等との共創事例の創出など、県と市町村を始めとする関係団体で、持続的でより質の高い行政サービスを提供できる体制を構築していく必要がある。そのため、専門的な知見等が必要となるDX推進やGX推進を始めとして、各分野において県による垂直的な補完を含め関係団体間において適切な役割分担や経費負担を定めるなど、時代の変化に即応した新しい連携のあり方を検討していく必要がある。

### 1 子ども子育て環境の充実など安心・安全に暮らせる基盤の強化

#### (1) 人口減少対策の強化

##### (現状と課題)

希望ある岩手の実現に向けては、今後の人口減少社会において人口動態がどのように推移するかという視点が重要であり、先述のとおり、岩手県人口ビジョンでは、人口動態の定常化に向けては出生率2.07を維持する必要がある、2040年に出生率2.07を達成し、かつ、2024年に社会増減ゼロを達成した場合、2115年に本県の人口は80万人程度で定常状態になると見込まれている。

人口減少対策の強化に向けては、岩手県人口ビジョンに基づき、岩手県民の一人ひとりの多様性を前提として、人口減少を引き起こす様々な「生きにくさ」を「生きやすさ」に転換する「ふるさと振興」等の取組を着実に推進しつつ、今後、自然減対策を念頭に人口減少対策について抜本的な方策等を検討し、社会の基盤となる「人」への投資について重点措置していく必要がある。

その際、社会減対策と自然減対策を効果的に組み合わせ実施していく必要がある、産業振興の活発化等を含めた社会減対策を実施しつつ、自然減対策としては全ての世代が多様なライフスタイルの中から、自らの個性を発揮し、自己実現や自己決定ができる社会となっているか、そして、経済的・身体的な理由や制約等に捉われず希望する子ども数を実現できるかという視点が重要である。

この点、国立社会保障・人口問題研究所の第15回出生動向基本調査(2015年)によると、夫婦の理

<sup>26</sup> Green Transformation。産業革命以来の化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体を変革すること。

<sup>27</sup> Digital Transformation。企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること(出典：経済産業省DX推進ガイドライン)。

想の子ども数が 2.32 人であるのに対して最終的な出生子ども数は 1.94 人と、0.38 人のギャップがあり、その理由として最も多いのは、全世代を通じて「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」、次に年齢的・身体的な理由や制約等によるもの<sup>28</sup>となっており、子育てや教育における経済的負担が課題となっている。(資料 38) こうした課題を踏まえ、国においては、令和元年 10 月、少子化対策の一つとして幼児教育・保育の無償化をスタートしたところである。

検討にあたっては、子ども子育て支援制度について、全ての子育て・若者世代に対して子育て等に対する不安や負担を軽減させるための支援策を充実する観点から、国の制度に係る課題や都道府県単位で実施可能な諸施策等について整理する必要がある。

具体的には、希望する子ども数の実現に向けた最も高い障壁となっている経済的負担に対する支援と併せて、働き方や子どもの年齢などに応じて、育児休業、短時間勤務、保育・幼児教育などの多様な両立支援策を誰もが利用でき、それぞれのライフスタイルに応じて選択できる環境を整備していく必要がある。また、これらの課題に関しては本県のみならず全国共通の課題もあり、今後の支援策の検討にあたっては、地方自治体のみでの取組ではカバーできない部分もあるため、国、地方自治体、事業者等が一体となって、理想の子ども数を実現できる環境を整備していくことが重要である。

加えて、本県の年齢別転入転出社会増減数のうち、18 歳から 23 歳までの女性の社会減が多いことを踏まえると、本県独自の取組として、今後、特に若年層や女性層を念頭に置いた社会減対策の強化についてもあわせて検討・実施していく必要がある。

以下、国における制度の改善・創設等の国全体での議論が必要なものと、都道府県単位で実施を検討していくべき施策という二つの視点から、以下の視点に立ってその充実策について検討を行った。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 人口減少対策については、社会経済情勢等の動向も含めて総合的な視点に立ちつつ、息の長い取組みが必要であること。</li><li>② 自然減対策など全国共通の課題に対しては、国の制度の改善・創設など全国一律に対応すべき性質のものがあること。</li><li>③ 特に経済的支援など事業実施にあたって多額の財源が必要となるものがあり、国の制度創設や県単独での新規事業を実施する場合には安定的な財源を確保する必要があること。</li></ul> |
|--|

### (国による出産・子育てに係る支援制度の概要)

出産・子育てに係る各自治体における支援策については、国の制度に準拠した制度設計がなされており、全国一律の経済的支援策としては、現在、出産手当金<sup>29</sup>、出産育児一時金<sup>30</sup>、育児休業給付金<sup>31</sup>、児童手当<sup>32</sup>などの制度が整備されている。(資料 39)

これらの施策は、社会保険や国民健康保険に基づくものや、市町村等からの直接給付によるものなど、支給の形態や費用負担が分かれている。

<sup>28</sup> 調査結果では、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が 56.3%、「高年齢で生むのはいやだから」が 39.8%、「欲しいけれどもできないから」が 23.5%、「これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから」が 17.6%となっている。

<sup>29</sup> 産休期間中に過去 12 月の日給の 2/3 を日額として給付するもの。

<sup>30</sup> 胎児 1 人に対して 42 万円を給付するもの。

<sup>31</sup> 子が 1 歳に達するまで、過去 6 月の日給の 50~67%を日額として給付するもの。

<sup>32</sup> 中学校修了までの児童を対象として、月額 5~15 千円を給付するもの。

この費用負担に関し、国の全世代型社会保障構築会議における議論の中間整理においては、2040年頃を視野に、各種の制度課題について、「時間軸」と「地域軸」も意識しながら対策を講じていくべきであり、その際には、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心となっているこれまでの社会保障の構造を見直し、将来世代へ負担を先送りせずに、能力に応じて皆が支え合うことを基本としながら、それぞれの人生のステージに応じて必要な保障をバランスよく確保することが重要であるとされている。

#### **（現行の出産・子育てに係る支援制度における課題）**

支援制度のうち出産手当金及び育児休業給付金については、雇用保険制度の枠組みにおける子育て支援策で、自営業者や専業主婦には支給されない仕組みとなっており、推計上、出生数に対し約半数は受給できない状況となっている。（資料40）

出産育児一時金については、実際の出産費用が一時金支給額を上回っている状況<sup>33</sup>となっており、子育て・若者世代における負担となっている。

児童手当については、一定の高所得者には支給されない制度<sup>34</sup>となっており、全ての子育て・若者世代を対象とした制度設計となっていない。

#### **（出産・子育てに係る支援制度の拡充に向けた今後の制度設計）**

出産や子ども子育てに係る支援制度については、今後、全国一律に経済的支援策に係る量的拡充及び質の向上を図ることで一定の効果の発現が期待できる一方で、各自治体の裁量に任せた場合は、財政制約等により自治体間格差がより一層広がる可能性がある。そのため、出生率向上などの人口減少対策について、自然減対策など全国共通の課題に対しては国の制度設計の改善、新制度の創設など全国で対応すべき性質のものがあることを踏まえて、中長期的な視点から全国的な議論がなされる必要がある。

この点、本県において、機械的に子ども子育て支援策の拡充に係る財政シミュレーションを実施したところ、現行制度と比べて事業費ベースで100億円規模の増<sup>35</sup>となり多額の経費を要することが分かった。本県の市町村等の財政状況等を踏まえれば、出産や子ども子育てに係る支援策の充実に向けた国の制度の見直しやそのために必要となる経費負担については、今後、国、地方、事業者などの関係者全体での議論が求められる。（資料41）

#### **（都道府県単位での人口減少対策の更なる充実に向けた視点）**

一方で、国の制度の改善・創設等の実現に向けては少なくとも2～3年程度の時間を要する可能性があること、本県においては全国に先駆けて人口減少が始まっていること、今後、年間に1万人以上の人口減少が続く可能性があること等も踏まえれば、国の制度設計の改善等を待つことなく、本県独自の取組として、全ての世代が多様なライフスタイルの中から、経済的・身体的な理由や制約等に捉われず自由に希望する子ども数を実現できるよう、人口減少対策を喫緊の最重要課題として位置づけ、人口問題対策本部を中心として更なる充実策を検討していく必要がある。

人口減少対策のうち自然減対策については、ライフステージに応じた総合的な取組の強化、特に、婚

<sup>33</sup> 厚生労働省の令和元年度の調査によると、本県の出産費用平均額は46万円となっている。

<sup>34</sup> 令和4年10月支給分から、一定以上の高所得者に対する児童手当の特例給付が廃止される。

<sup>35</sup> 出産手当金及び育児休業給付金の支給対象に自営業者、専業主婦を追加（92.1億円）、児童手当の所得制限の撤廃（5.5億円）などによるもの。

姻率が低下する中、現下、結婚への関心が高まりつつあることを踏まえ、若年層の雇用環境や出会いの機会の提供など官民を挙げた結婚支援の取組を強化していく視点が必要である。

社会減対策については、若年層の県内就職や、東京圏等からのU・Iターン促進に向けた取組の強化、特に子育て世帯への支援を充実していく必要があり、また、起業支援を含め、若者・女性に魅力のある雇用環境の構築を検討していく視点が必要である。

以下、本県で先行的に実施すべき人口減少対策について他の都道府県の事例等を含めて検討を行った。

#### （人口減少対策の更なる充実に向けた検討）

本県ではふるさと振興総合戦略の下、自然減対策及び社会減対策の強化を部局横断で推進・展開してきた。そのうち自然減対策としては、「いわてで生み育てる支援本部会議」を中心に、安心して生み育てられる環境の創造のため、結婚、妊娠、出産、育児の切れ目ない支援を目指して、県民運動の展開、結婚サポートセンターによるマッチングや産後ケアの実質無償化、医療的ケア児支援センターの設置等を実施してきた。

これらの実施状況も踏まえ、人口減少対策の更なる充実に向け、令和5年度当初予算などを念頭に、安定的な財源確保の検討も含めて、岩手県独自施策についてあらゆる選択肢を排除せずに検討し、必要となる事業を実施していく必要がある。

その際、都道府県単位で人口減少対策に係る新しい取組を実施していく場合には、以下の点に留意して議論を深める必要がある。

- ① 人口減少対策については様々な社会経済情勢等の影響を受けることから、一定程度（少なくとも3～5年間程度）の期間、事業を実施し、その効果等を検証する必要があること。
- ② 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）等においては、市町村が実施主体となっており、県内の市町村を重層的に支えるためにも、事業実施にあたっての役割分担や経費負担等について丁寧に議論を進める必要があること。
- ③ 国の制度創設等と同様に事業実施に必要な安定的な財源を確保する必要があること。

#### （具体的な方向性）

人口減少対策のうち、特に自然減対策についてあらゆる選択肢を排除せずに検討を進めていくためには、あらゆる施策を通じて全ての世代が多様なライフスタイルの中から、自らの個性を発揮し、自己実現や自己決定ができる社会を構築していくとともに、全国の都道府県や市町村で実施している先進事例等と本県における取組を比較して、今後の人口減少対策に係る充実策について、それぞれの地域の実情や事業の効率性の観点も踏まえ、検討していくことが必要である。

また、比較にあたってはそれぞれのライフステージとして、一定の区切り、例えば〔Ⅰ結婚〕、〔Ⅱ妊娠〕、〔Ⅲ出産・産後〕、〔Ⅳ幼児〕、〔Ⅴ子育て〕、〔Ⅵ7歳～18歳〕、〔Ⅶ高等教育・就職等〕などに分類した上で検討を進めていくことも効果的である。

(全国の主な先進事例)

ステージ	施策	国制度、都道府県事例
I 結婚	若者の地域定着促進	<p>●本県取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公営住宅へのWi-Fi整備</li> <li>・公営住宅を活用したお試し居住体験</li> <li>・若者・移住者の空き家住まい支援</li> </ul> <p>★他県事例（鳥取県）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若者地域定着促進事業費補助金（空き家を活用したシェアハウス等の整備補助）</li> </ul>
II 妊娠	不妊治療助成の拡充	<p>■国制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度以前は、治療1回につき30万円を上限に助成（6回まで）</li> <li>・令和4年度以降は、基本治療全てについて6回を上限（40歳以上～43歳未満の場合は3回）に保険適用。</li> </ul> <p>★他県事例（北海道北斗市）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険適用後の自己負担分（3割負担）を全額補助</li> </ul>
	保険適用外の不妊治療への助成	<p>★他県事例（秋田県）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険適用外の治療に対し上限30万円（年1回）を助成</li> </ul> <p>★他県事例（福井県）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険適用外となる7回目以降の治療に1回につき上限35万円を助成</li> </ul>
	不妊治療を受けやすい環境整備	<p>■国制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不妊治療と仕事を両立するため、不妊治療のために利用可能な休暇制度や両立支援制度を労働者に利用させた中小企業事業主に対して、28.5万円又は36万円を助成</li> </ul>
III 出産・産後	女性の健康管理支援機関の創設	<p>★他県事例（秋田県）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性健康支援センターを開設し、妊娠・出産に関すること、月経に関すること、婦人科疾患や更年期障害に関することなど、ライフステージの各段階で女性が抱える健康課題やそれに関連する不安や悩みについて相談を受け、女性の健康管理を支援</li> </ul>
IV 幼児	育児休業給付金の拡充	<p>★他県事例（福井県）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2子以降の2歳児以下を自宅で育児する年収360万円未満世帯に月1万円支給</li> </ul>
	第1子に係る幼児教育・保育料減免	<p>■国制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・0～2歳児は住民税非課税世帯のみ無償</li> <li>・3～5歳児は全員無償</li> </ul> <p>★他県事例（福島県郡山市）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得に応じ、無償～5千円補助</li> </ul>

	第2子以降の同時幼児教育・保育によらない者に対する減免	<p>■国制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・0～2歳児について、兄弟姉妹が同時に保育園に入所している間は、第2子は半額、第3子以降は無料</li> </ul> <p>★他県事例（福井県）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3子は同時によらず無償、第2子は年収360万円未満世帯は無償（令和4年9月から年収640万円未満世帯に拡大）</li> </ul>
	子どもの遊び場の拡充	<p>●本県取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いわて子どもの森の整備・運営</li> </ul> <p>★他県事例（福井県）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・天候にかかわらず子どもたちが安心して遊ぶことができる遊び場を充実させるため、市町村に対して、整備に要する費用を助成 補助率 10/10 補助上限額 1億円</li> </ul>
V子育て	子育ての負担軽減	<p>★他県事例（千葉県千葉市）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3歳未満の児童を祖父母等が在宅育児する場合に月1万円を補助</li> </ul>
	2世代での子育て環境の充実	<p>★他県事例（兵庫県神戸市）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親世帯と同居又は同居のために住居移転する場合に10万円又は20万円を助成</li> </ul>
	育休を取得しやすい環境整備	<p>■国制度</p> <p>資本金の額又は常時雇用する労働者の数が一定以下である個人又は法人に対して助成金を支給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出生時両立支援コース 男性労働者が育児休業を取得した場合に、事業主に20万円（代替要員を雇用した場合は、さらに20万円） 3事業年度以内に男性の育児休業取得率が30%以上上昇した場合に、20万円～60万円</li> <li>・育児休業等支援コース 従業員に連続3か月以上の育児休業を取得させた場合に、28.5万円 育休からの復帰後、連続6か月以上雇用した場合に、28.5万円</li> </ul> <p>●本県の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いわて子育てにやさしい企業等、いわて女性活躍認定企業等の認定</li> </ul> <p>★他県事例（東京都）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の育休取得・原職復帰や社内規則の整備、男性の育休取得を奨励する企業に助成金を支給</li> <li>・働くママコース 女性従業員に1年以上の育児休業を取得させ、雇用環境整備を行った都内中小企業等への奨励金125万円</li> <li>・パパと協力！ママコース 女性従業員に半年以上1年未満の育児休業を取得させ、夫婦交代等で</li> </ul>

		<p>の育休取得を推進する都内中小企業等への奨励金 100 万円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・働くパパコース</li> </ul> <p>男性従業員に育児休業を取得させ、育児参加を促進した都内企業等への奨励金最大 300 万円</p>
VI 7 歳～ 18 歳	小中高における乳幼児とのふれあい学習	<p>★他県事例（愛知県豊田市）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中学生と乳児とのふれあい体験により、子育ての喜びや命の尊さや家族の絆の大切さを感じ取り、親の役割を考える機会とし、将来親になるための準備教育を実施</li> </ul>
VII 高等教育・就職等	高等教育学校における奨学金（地域枠）の創設	<p>★他県事例（愛媛県）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別奨学金 A（愛媛県内の企業、自治体、学校等に就職する強い意欲のある学部学生に対して 20 万円を給付）</li> <li>・特別奨学金 B（愛媛県内の企業、自治体、学校等に就職し、定住する予定の県外出身の学生に対して 20 万円を給付）※ A・B は併給不可</li> </ul>



## (2) 県立病院の更なる充実

### ア 県立病院の概況と役割等

#### (概況)

岩手県医療局は、昭和 25 年 11 月に県厚生農業協同組合連合会系列、岩手県国民健康保険団体連合会系列の医療施設を県で一括して運営するため、「県下にあまねく良質な医療の均てんを」を創業の精神として、病院数 25、診療所数 40、病床数 1,865 で発足し、病院事業会計を設置し病院事業の運営を行っている。

現在は、二次保健医療圏ごとに 9 つの基幹病院を設置するとともに、交通事情や医療資源等の状況を踏まえて初期医療等の役割を担う地域病院を設置するとの考え方のもと、20 病院 6 地域診療センター（うち 1 病院は精神科の単科病院）により運営している。全国の県立病院で最も多い病院数であり、病院数、稼働病床数、患者数の県内における割合がいずれも全国平均を上回る一方で、県内の市町村立医療機関は 8 病院 30 診療所と、地域の医療提供体制の確保の役割が県立病院に集中する特徴的な構造となっている。（資料 42）

#### (役割)

県立病院は、基幹病院において、二次保健医療圏の範囲を対象とした高度・先進医療を担うとともに、基幹病院と地域病院が一体となって、救急、へき地等における医療や、小児・周産期、災害、精神などの不採算・特殊部門に係る医療を行っている。特に県北・沿岸地域等の市町村立医療機関が少ない地域においては、初期医療から基幹病院や地域病院が担っている。

また、県立病院は、県の医師偏在指標が全国最下位の状況下で、多数の病院を有するネットワークを生かし、医師や看護師等の医療従事者を不足する地域の県立病院等や市町村立医療機関に派遣するなどの取組により、本県における地域医療の確保に主導的な役割を果たしている。

新型コロナウイルス感染症対応についても、市町村立病院や民間医療機関とともに県立病院が大きな役割を担っているところである。（資料 43）

#### (経営状況)

病院事業会計の令和 3 年度の決算は、総収益が 1,176 億 6,700 万円余、総費用が 1,133 億 5,200 万円余であり、新型コロナウイルス感染症対応に係る補助金の増等により、純利益は 43 億 1,500 万円余となった。病院別の純損益では、11 病院が黒字、9 病院が赤字<sup>36</sup>となっている。

なお、医業収益は 924 億 6,600 万円余、医業費用は 1,071 億 1,500 万円余であり、医業損益は 146 億 4,800 万円余の赤字である。会計制度の移行に伴い、平成 26 年度に退職給付引当金を計上した影響等により、令和 3 年度の年度末累積欠損金は 416 億 2,200 万円余にのぼり、依然として厳しい経営状況が続いている。

総務省の地方公営企業決算状況調査を用いて費用の詳細を全国と比較すると、新型コロナウイルス

<sup>36</sup> 黒字は、中央、中部、遠野、胆沢、江刺、磐井、千厩、高田、宮古、山田及び軽米の各病院であり、赤字は、東和、大東、南光、大船渡、釜石、大槌、久慈、二戸及び一戸の各病院である。

ス感染症の影響がない令和元年度決算ベースで、職員給与費（岩手県立病院等 52.6%、全国 46.5%）、医療材料費（同 21.9%、全国 20.3%）の構成比率が高く、委託料（同 5.6%、全国 9.6%）、減価償却費（同 6.2%、全国 7.5%）の構成比率が低い。

職種別の平均給与費は、本県の県立、市町村立病院とも医師が全国水準よりも高い。医師少数県においては医師確保の必要性から、医師の平均給与が高くなる傾向にあるものの、医師少数県と比べても本県は高い水準にある。なお、岩手県立病院等の職種別の平均年齢は、全国とほぼ同程度か低い水準となっている。

職員給与費対医業収益比率は、全国平均よりも高い病院が多く、特に地域病院でその傾向が強い。

また、令和2年度の企業債元利償還金は約 143 億円となっており、全国1位の極めて高い水準で推移している。企業債元利償還金の内訳を見ると、医療機器整備や病院整備に係る経費が大部分（医療機器整備が約 60 億円と病院整備が約 60 億円で全体の約 84%）を占めており、その他は利息支払費となっている。

企業債元利償還金等の財源については、約半分程度を一般会計からの繰入金、残り半分程度を内部留保等に対応している。令和2年度の企業債元利償還金に係る一般会計からの繰入額は、約 68 億円 で全国1位の極めて高い水準となっている。

#### （これまでの経営改善の主な取組）

医療局は、病院の厳しい経営環境を踏まえ、平成3年度から経営計画を策定し、計画的な経営改善の取組と進捗状況を管理している。現在は、令和元年度から令和6年度までを計画期間とする第7次医療計画を踏まえた計画を策定し、取組を推進している。

また、令和4年3月に総務省から公表された公立病院経営強化ガイドラインに基づく経営強化プランの検討を行っている。

### イ 県立病院を取り巻く環境とその変化

#### （人口の推移）

国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口の平成30年推計によれば、本県の人口は、2015年（平成27年）から2045年までの30年間で30.9%減少する見込みである<sup>37</sup>。県北・沿岸地域の人口減少率が特に高く、この30年間で人口は平均43.9%の減少、労働力人口は平均55.9%の減少が見込まれる。（資料44）

受療率の特に高い65歳以上人口は、2025年にピークを迎え減少に転じる見込み<sup>38</sup>であり、今後、患者数の大幅な減少が見込まれる。（資料45）

#### （将来の患者数の推計）

<sup>37</sup> 本県は、全国（16.3%減）に比べて大幅な人口減少が見込まれている。保健医療圏別では、盛岡保健医療圏では総人口が減少する中で65歳以上人口は2040年まで増加する見込みであるが、他の保健医療圏は2025年以降、全年齢区分で減少が続く見込みとなっている。

<sup>38</sup> 全国の65歳以上人口は、2040年にピークを迎える見込みであり、本県は全国に比べて早く減少に転じる見込みが見込まれる。

高齢者ほど高いとされる年齢別の入院受療率と人口推計から厚生労働省が行った推計<sup>39</sup>によると、本県では、入院患者数は 2025 年にピークを迎え減少に転じる見込みである<sup>40</sup>。保健医療圏別では、盛岡保健医療圏は 2035 年まで増加するが、その他の保健医療圏は 2025 年までに減少に転じる見込みである。(資料 46)

乳幼児と高齢者が高いとされる年齢別の外来受療率と人口推計から将来の外来患者数を推計すると、本県の外来患者数は 2015 年(平成 27 年)以前にピークを過ぎており、2040 年までの 25 年間で 16.4%の減少が見込まれる<sup>41</sup>。特に県北・沿岸地域の減少が大きく、3 割程度の減少が見込まれる。(資料 47)

#### (地域医療構想における必要病床数等)

地域医療構想における 2025 年度(令和 7 年度)の必要病床数 10,676 床に対し、令和 2 年度の病床数は 13,337 床であり、2,661 床(24.9%)が過剰となっている<sup>42</sup>。

機能区分別では、急性期病床が 2,163 床過剰である一方、回復期は 846 床不足しており、病床数と機能区分の見直しを同時に進める必要がある。(資料 48)

#### (各保健医療圏内での完結率)

令和元年度の全レセプトをもとにした本県独自のビッグデータ解析による入院受療動向調査では、岩手中部、気仙、久慈及び二戸の各保健医療圏の圏域内完結率が 7 割を下回っており、宮古、岩手中部及び二戸の各保健医療圏においては盛岡に全体患者の約 2 割が流出し、久慈保健医療圏においては県内流出に限らず、約 2 割が県外に流出している状況にある。

これは、高度・専門的な医療を必要とする患者が広域で移動しているためと考えられ、疾病の種別によっては、さらに顕著な形となっているものもある。また、東日本大震災津波以降に加速された復興道路等の整備により、沿岸間及び沿岸と内陸を結ぶ交通アクセスが大幅に改善されたことも大きな要因である。

この傾向は、医療の高度・専門化の進展とともにさらに拡大するものと見込まれ、今後の医療政策や、病院事業のあり方を検討する上で、最も重視しなければならない環境の変化の一つである。

#### (医療従事者の不足)

先に挙げた地域別将来推計人口によれば、本県の 15 歳以上 65 歳未満人口は、30 年間で 43.2%の減少が見込まれ、中長期的に医療人材の不足が懸念される。現に、本県の医師の平均年齢は、病院で約 45 歳、診療所で約 60 歳であり、宮古及び久慈保健医療圏においては、診療所で 65 歳を超えているなど、高齢化しつつある。

<sup>39</sup> 厚生労働省「第 8 次医療計画等に関する検討会」資料(平成 29 年患者調査、平成 30 年国立社会保障・人口問題研究所推計)

<sup>40</sup> 全国の入院患者数のピークは、2040 年と見込まれる。

<sup>41</sup> 全国の外来患者数のピークは、2025 年と見込まれる。

<sup>42</sup> 全国では、地域医療構想における 2025 年度(令和 7 年度)の必要病床数 119.1 万床に対し、病床機能報告における令和 2 年度の病床数は 120.9 万床であり、概ね想定規模まで病床数の削減が進んでいる。

全国最下位の医師偏在指標のもとで、医師や看護師の確保を知事部局と医療局が一体となって実施し、勤務医数については経営計画の目標値を上回っている状況（令和4年度目標値 737 人に対し実績値 748 人）であるが、医師の絶対数の不足に加えて地域偏在や診療科偏在など依然として厳しい状況が続いている。

このような中で、医師の時間外労働規制が2024年度（令和6年度）に開始されるなど、医療従事者の働き方改革の推進が強く求められており、着実に対応していくことが必要な状況となっている。

また、医師や看護師以外の医療従事者も不足しており、これらの職種についても確保の取組が必要である。

## ウ 一般会計繰出金の状況

### （概況）

一般会計から病院事業会計への繰出額は、令和2年度で約227億円となっている。このうち約114億円について地方交付税措置がなされており、本県の実負担額は約112億円である。繰出額の内訳について、ルール分（総務省の繰出基準に基づくもの）が約211億円（その内訳は、企業債元利償還金（約70億円）、不採算地区病院の運営に要する経費（約26億円）、高度医療に要する経費（約19億円）等）であり、ルール外分（岩手県独自の基準に基づくもの）が、約15億円（その内訳は、仕入れ控除できない消費税に係る経費（約7億円）、新型コロナウイルス感染症対応経費（約5億円）等）である。

本県の実負担額約112億円のうち、主なものは高度医療機器分を含む企業債元利償還金約48億円である。損失額を基礎として繰出額を算定している不採算地区病院（中核病院以外）及び附属診療所の運営に要する経費でも計10億円程度の実負担が生じている。また、新型コロナウイルス感染症対応を除く仕入れ控除できない消費税に係る経費等のルール外分では、計10億円程度の実負担が生じている。

なお、病院事業会計への繰出額は過去10年間で、収益的収支に対するもの、資本的収支に対するものともに増加傾向である（平成22年度：約194億円→令和2年度：約227億円、+17%）。収益的収支に対するもののうち、不採算地区病院や高度医療に係る経費に対する繰出額が増加傾向であり、資本的収支に対するもののうち、企業債償還元金に係る経費に対する繰出額が、年度間での増減はあるものの、平成22年度の約37億円から令和2年度に約61億円（+65%）と、基本的に増加傾向となっている。（資料49）

公立病院を支えるための一般会計からの繰出金の状況を全国と比較したところ、本県は民間医療機関が他県に比べて少なく、広大な県土に主に公立病院等によって医療を提供しているため、人口1人当たりで全国最大の繰出金額となっている。また、経営主体別の構成割合について、全国が都道府県営42%、市町村営58%であるのに対し、本県は県営84%、市町営16%となっており、医療提供体制の大部分を県が担う特徴的な構造となっている。本県と同様に面積が広い道県を見ると、市町村営の割合が全国平均を大きく上回る道県が多く<sup>43</sup>、広い県土をカバーするために県と市町村が連携して

<sup>43</sup> 県営：市町村営の比率で、北海道12：88、青森県16：84、秋田県33：67、福島県32：68、長野県31：69、岐阜県38：62等となっている。

医療提供体制を構築しているものと推察される。(資料 50)

#### (人口減少に伴う一般財源総額の減少)

本県は、県民の医療を守るために限られた財源を重点的に投資し、多額の一般会計からの繰出金により県立病院を支えている。しかし、この原資となる実質的な一般財源総額は、国勢調査人口などの減に伴う普通交付税や県税等の減少等により毎年度減少していく見込みであり、また歳出面では高齢化の進行等による社会保障関係費の増加や、公債費が高水準で推移することなどから、今後、県の財政状況は一層厳しさを増すことが見込まれる(第3章1にて詳述)。このような中で、県立病院への一般会計繰出の水準を維持しようとするれば、他分野の政策的経費への影響は避けられない。県民の医療を守りながら、多様化する行政需要にも十分に対応していくためには、県立病院への繰出額について人口や財政規模の動向を踏まえながら、見直しを進めていく必要がある。

#### (地域診療センター(診療所)の状況)

病院事業では6つの地域診療センター(診療所)を運営しており、損失額に対し一般会計から繰出金を拠出している。市町村立の診療所に対しては普通交付税及び特別交付税が措置されている一方、都道府県立の診療所に対する交付税措置は設けられていない。本県以外で診療所を有する都道府県は、多くの離島を有する沖縄県(16診療所が離島に所在)のみとなっている。

### エ 取組の方向性 ～新しい時代の「良質な医療の均てん」に向けて～

#### (総論)

本県は、他都道府県と比較しても突出した数の県立病院を運営しており、県民福祉の増進のための最も重要な社会基盤を県が直接県民に提供してきた。一般的には民間医療機関や市町村が担う地域の初期医療等の役割の多くを県立病院が担うなど、県民の健康や暮らしの安心・安全を守ることを重視して多くの病院等を維持することを選択し、毎年度200億円を超える繰出金を支出してその経営を支え、その中で効率化の努力をしてきた。県立病院のあり方についての議論に当たっては、この状況を県民や市町村をはじめとする関係機関に理解してもらうことが必要である。

その上で、先にあげた環境の変化に対応し、地域包括ケアの観点から、県と市町村が果たすべき役割を整理しつつ、地域医療を守りながらも、県民へより質の高い医療を提供する体制を検討していく必要がある。

病院事業は、72年前に「県下にあまねく良質な医療の均てんを」を創業の精神として誕生したものであるが、今求められているのは、これまでの歴史的経緯を踏まえながら、人口減少や医療の高度・専門化の時代に適合した新しい時代の「良質な医療の均てん」のあり方の検討である。

また、その取組に付随して、今後の県の一般財源総額の減少を見据え、経営状況や財政状況を改善していく視点も必要である。

#### (具体的な方策)

## ① 医療提供体制に係るグランドデザインの検討

本県においては、日常生活圏をベースに、一般道路を利用した場合に概ね1時間以内に移動可能な範囲を考慮して9つの二次保健医療圏を設定し、その全てに基幹病院として県立病院を設置しているほか、救急医療の提供や民間医療機関の立地が困難なへき地に地域病院及び地域診療センターを設置している。このように、本県の医療政策は、保健医療圏の設定から基盤となる医療の提供までの大部分を県が一体的に担う構造を有しており、県保健福祉部が所管する保健医療圏や全県的な医療提供体制等と、医療局が所管する県立病院の医療提供体制や経営効率化は密接に関係することから、今後、環境の変化に対応した新たな医療提供体制を考える場合には、これらを一体的に検討する必要がある。

各二次保健医療圏においては、医療法（昭和23年法律第205号）の規定による「協議の場」として地域医療構想調整会議が設置され、県、医療関係者、医療保険者等が、患者のニーズに応じ、高度急性期から急性期、回復期、慢性期、在宅医療・介護に至るまで一連のサービスを切れ目なく、過不足なく提供するための必要病床数の確保に必要な事項について協議を行っている。

しかし、人口減少、医療の高度・専門化、各二次保健医療圏内での完結率の低下、医療従事者の不足等の社会環境の変化により、現在の二次保健医療圏の中だけでは完結できない課題も増加しており、更なる調整が必要と考えられる地域もある。地域医療構想調整会議は、各二次保健医療圏における医療機能の役割分担、病床機能分化・連携に向けた方策等について協議する場であり、二次保健医療圏を越える課題については、十分に対応することが困難である。

このような状況や県が他都道府県と比較しても突出した数の県立病院を運営し、地域医療を支えていることを踏まえると、持続可能で希望ある医療提供体制を構築するためには、今後も県が主体となって、従来の枠組みを越えた課題解決の方向性（グランドデザイン）を示す必要<sup>44</sup>があると考えられる。現行の二次保健医療圏においては、盛岡などの居住外の医療圏への流出が既に見られている。医療現場のデジタル化の推進や復興道路等が完成し基幹病院への移動時間が短くなったことなどを踏まえれば、患者の受療動向等の実態を踏まえながら、独自に4つの医療圏を設定している周産期医療圏及び精神科救急医療圏の例等を参考に、その他の疾病や事業についても、柔軟に医療圏を設定するほか、二次保健医療圏のあり方そのものについて見直しを検討する必要がある。

また、各二次保健医療圏における公立病院の位置付けと、県と市町村の役割分担についても、改めて地域医療構想調整会議等において検討がなされることが望ましい。

## ② 基幹病院の統合による症例数や手術数の多い病院（ハイボリュームセンター）整備の必要性

現在は、9つの二次保健医療圏にそれぞれ基幹病院として県立病院が設置されているものの、先述のとおり、現行の保健医療圏では盛岡など居住外の医療圏への流出が既に見られており、加えて、今後の医療需要の動向から症例数の減少が見込まれる。今後の医療需要の動向から症例数の減少が見込まれる中においても、医療の高度・専門化に対応し、かつ高い習熟度を持つ医療スタッフを有する病院による最新医療や地域包括ケアを含めた総合医療を居住地域から至便な範囲で確保すべきである。このためには、病院施設を計画的に更新すると同時に、それに合わせて、基幹病院

<sup>44</sup> 新潟県は、令和3年4月に「持続可能で質の高い医療を提供し続けるための新潟県地域医療構想の実現に向けた今後の方向性」を公表している。

を統合し、症例数や手術数が多い病院（ハイボリュームセンター）を整備していくことを検討すべきである。

症例数が減少した場合、病院によっては、基幹型臨床研修病院や専門研修における基幹施設となることができなくなる等、研鑽を積みたい若手医師の確保や、大学医局からの派遣の継続が困難となるおそれがある。例えば、約 300 床程度の規模の病院を、隣接した二次保健医療圏において 2 つの基幹病院として個別に維持するよりも、これらを統合して約 500 床規模の病院を整備し、医療機器を集中的に投資した方が、医師、大学の医局から選ばれる病院となり、医療従事者の確保にも資するものと考えられる。一定の投資コストは整備の段階で生じるものの、高い収益力を確保することによって、病院事業の持続的な運営体制の構築につなげることも可能となる。

医療の高度化や効率化を進めようとする場合、一般的には異なる経営主体間の統合調整等が必要となるが、本県の場合、医療提供体制の大部分を県立病院がカバーしているという特性から、全体的な構想が描きやすく、高い効果が得られる可能性がある。二次保健医療圏を広域化して専門人材や高度医療機器の重点化を図っていくことは、経営効率性を高めるとともに、住民ニーズや今後の医療の方向性にも合致すると考えられる。病院事業は厳しい経営環境にあるが、新しい時代の「良質な医療の均てん」に向けた取組として、事業全体のハード面への投資状況を勘案しつつ、推進する必要がある。

### ③ 本格的な人口減少社会に対応した地域病院のあり方の検討

医療は、県民生活に必須のものであり、県、市町村等が連携して誰もが地域で必要な医療を受けられる環境を作る必要がある。圏域ごとに民間の病院の有無等の事情が異なるが、民間医療機関の立地が困難なへき地等においては、県立病院や市町村立病院といった公立病院等が責任を持って初期医療から軽度の急性期医療、介護サービス事業者と連携した地域包括ケア、在宅医療、看取りといった医療機能を提供しなければならない。

そして、県立病院においては、主に地域病院がこの役割を担っており、県立病院以外の医療機関が少ない地域においては、引き続き役割を果たしていく必要がある。

一方で、地域病院は、医業収益の面で厳しい経営状況の病院が多い。このため、オンライン診療等のデジタル技術の活用によって主な患者となる高齢者の様々な疾患に基幹病院から支援するとともに、基幹病院からの転院を受け入れ、回復期、慢性期医療等の機能を担い、地域包括ケア、在宅医療、看取りといった、地域において必要となる医療需要に対し適切な役割分担のもとに的確に対応することにより、収支改善を図っていくべきである。また、救急医療については、交通事情等も考慮しながら十分な体制を確保できる基幹病院に可能な限り集約していく必要がある。

なお、今後、さらに人口減少が進んだ場合、地域における医療需要が減少し、入院機能を維持することが困難となる可能性がある。このような状況が相当程度継続する場合には、定量的なデータに基づく詳細な分析をしながら、今後のあり方について、さらに踏み込んだ検討をする必要がある。

### ④ 市町村との新しい連携

グランドデザインの検討にあたっては、「岩手県の医療は岩手県全体で支える」との考えに基づ

き、新しい時代の「良質な医療の均てん」に向けて、市町村との新たな連携についても検討をしていく必要がある。

現在、県立病院は、交通事情や医療資源に恵まれない地域において、他の都道府県では一般的に市町村が担っているような初期医療等の役割をも担っている。この点、半分程度の県立病院が赤字であるなど県立病院の経営状況に大きな影響を与えているとともに、一般会計からの多額の繰出金など、県の財政運営にも大きな影響をもたらしていることに留意が必要である。

この役割は、長い歴史の積み重ねによるものであり、一朝一夕に変えることは困難であるが、地域包括ケアの観点から、市町村が主体となる介護保険事業等との連携が不可欠である現在において、時代の変化に対応した新しい連携を検討していく必要がある。

連携の方法としては、財政面に限らず人的な連携など様々な選択肢が考えられる。人的な連携について、例えば病院の入退院支援において、地域包括ケアの観点から、その中核を担う市町村等の地域包括支援センターや保健福祉部門との連携が考えられる。病院の建替等の機会をとらえ、病院とこれらの施設の合築や、スタッフの派遣交流等の施策を進め、市町村と連携した取組を大胆に進めるべきである。

また、本県は6つの地域診療センターを有しているが、全国的に診療所を有する都道府県は離島を多く抱える沖縄県と本県のみとなっている。診療所に対する地方交付税措置が市町村に限られている点からも、全国的に診療所機能は主に市町村が担い、都道府県立病院と連携しながら地域医療を守っているものと推察される。民間診療所の立地状況や受療動向など、各地域診療センターを取り巻く環境は変化しており、これらを定量的に分析しつつ、オンライン診療の普及、今後の医療機能の役割分担や集約化の動向等も踏まえて、市町村との新たな連携のあり方について改めて検討する必要がある。

## ⑤ 医療従事者のより一層の働き方改革の推進

医療従事者の働き方改革については積極的に進めていかなければならないが、抜本的に医療従事者の働き方改革を推進するためには、機能の集約化をより一層進めていく必要がある。先述のとおり、医療機能の役割分担や集約化は、症例数の増加による医療の質の向上に加え、医師の指導体制が充実することにより、専門医や臨床研修医の研修機能が向上し、医師確保につながることも期待される。看護師等についても、必要な部門に集中的に配置することができる。

また、オンライン診療は、医師の働き方改革にも有効である。令和2年度の県立病院間の診療応援は、6,932件に上っているが、例えば、盛岡から沿岸に診療応援に行くと片道2時間弱かかる状況であり、この状況を解決する一助となりうる。

その他、休日・夜間の救急診療についても、県内の多くの地域で県立病院が担っており、これが医師の働き方改革を進める上で大きな課題となっている。例えば、市町村や医師会等と連携し、休日・夜間の軽症患者を県立病院以外の医師もオンラインで診察することができれば、負担の平準化を図ることも可能である。

## ⑥ より一層の経営効率化

### a 医業収支改善に向けた検討



持続可能な病院事業の更なる経営基盤の強化に向けては、総務省の「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」（令和4年3月）への対応を含め、より一層の経営の効率化を検討していく必要がある。

具体的には、病床利用率が低い病院は、特に急性期病床の利用率改善に向けた方策を検討する必要がある。病床利用率が低い理由として、人口減少に加えて、患者が疾患の状態や時期に応じた標準的な医療が受けられるよう平均在院日数の短縮が図られてきた影響が考えられるが、その一方で医療の高度化により入院1日当たりの診療単価は上昇している場合もあることから、病床利用率のほか、診療単価や在院日数の適正化といった収益分析について総合的に考える必要がある。

一方、病床利用率が高く医業収支が良好な病院については、高度医療機器の重点的な整備等により更なる収支確保を図り、不採算地区等の病院の経営を支えるなど、各病院の役割を明確化した上で、その役割に応じた重点的な投資を行っていく必要がある。

また、経営効率化に向けて、他の公立病院や民間病院などの優良事例を参考にした業務の見直し、経営指標のベンチマークや、第三者的視点を取り入れた経営改善について、これまで以上に推進していく必要がある。その際、不採算地区病院や高度医療機器に係る経費等を念頭に、今後どの程度の効率化が図られるかについて具体的な数字を示しつつ検証していく必要がある。

## **b 適正な投資規模の維持**

企業債償還額が極めて高い水準で推移し、病院事業の経営にとって大きな影響を与えることを踏まえると、病院事業の安定的で持続可能な経営基盤の構築に向けては、将来の医療需要を見据え、また機能分化と連携強化を進めた上で、各病院が担う機能に応じた適正な投資規模を維持していく必要がある。

必要な施設、設備については、患者の受療環境と医療従事者の働きやすさを重視しつつ、投資コストの回収が容易な整備を基本として、適時適切な投資を行っていくべきである。長期的に大きく変動する可能性がある医療需要への対応や今後の新興感染症への対応方針を踏まえ、機動的な対応が可能となるよう留意すべきである。

なお、地域全体の魅力を高める上で、病院施設の果たす役割は極めて大きい。施設整備に当たっては、地域の公共空間をデザインするという観点から、利用しやすさ、働きやすさ、景観といった様々な観点到に総合的に配慮する必要がある。

### (3) 県立高等学校における学びの質の向上

先述のとおり、本県ではこれまで学びの質の向上に向けて教育分野、特に県立高等学校について予算の重点措置を実施してきたところであり、今後この強みである高等学校について、中長期的な視点からより充実した学びの場を創造しつつ、現在実施している魅力化の取組を始めとした人口減少時代に適合した取組を充実させていくことが必要となる。

そのため、これまでの県立高等学校の概況や役割等を踏まえて、現在のみならず、次世代を見据えて、どの地域に生まれても、子どもたちに対して多様な学びの選択肢を確保し、より魅力的な学びの場を創造していくという観点から、今後の充実方策等について環境整備やオンライン授業の更なる活用などの検討を行った。

#### ア 県立高等学校の概況と役割

##### (本県の県立高等学校の配置状況等)

本県では、令和3年現在で高等学校数は79校（分校を含む。以下同じ。）となっている。その内訳は、県立高等学校が65校、市町村立高等学校が1校、私立高等学校が13校となっており、高等学校の大半を県立高等学校が占めているなど、これまで県内のどの地域に居住しても高等学校教育を受けられる機会の保障等を実現するために人口減少社会に対応した着実な取組を実施し、学びの場の確保に大きな役割を果たしてきた。

また、県立高等学校の設置に関しては、岩手県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和32年教育委員会規則第2号）により、普通科に適用する通学区域について8学区を定めている（高等学校の再編計画の策定にあたっては通学距離等を考慮して、8学区を基とした9つのブロック単位に分けて検討を行っている。）。(資料51)

また、ここ数年においては、GIGAスクール構想の実現をはじめとしたデジタル化への対応や人口減少社会への対応として各校で地域の実情を踏まえた魅力化の取組を展開し、地域の将来を担う人材の育成や持続的な人づくりを可能にする環境の構築を図り、ふるさとの創生につなげているなど、時代の変遷にあわせて重要な役割も果たしてきている。

##### (より充実した学びの環境の整備)

これまでの着実な取組のうち、具体的には、より充実した学びの環境の整備等の観点から、近年の少子化による生徒数の減少と、多様化・複雑化する社会状況の変化に対応するため、これまで2期にわたる再編計画を進めてきている。

第1期計画である「県立高等学校新整備計画」においては、計画期間を平成12年度から平成21年度までの10年間として、このうち、前期計画においては、平成16年の中学校卒業生数が平成12年と比較して2,406人減少するという中で、小規模専門高等学校の総合学科高等学校への再編等を主として、学校数は5校減、学級数は44学級減、募集定員は1,760人減とするなどの取組を実施した。

後期計画においては、平成21年の中学校卒業生数が、平成17年と比較して1,179人減少するという中で、小規模校の統合や分校の廃止等を主として、学校数は12校減、学級数は28学級減、募集

定員は1,120人減とするなどの取組を実施した。

その後、次期計画の策定を進めていた最中に、東日本大震災津波が発生したことにより、再編計画の策定を一時中断したが、その後、震災からの復旧が進み、震災後の地域の姿が見え始めた平成28年度には第2期計画となる「新たな県立高等学校再編計画」をスタートさせた。第2期計画の計画期間は、平成28年度から令和7年度までの10年間として、前期計画においては、東日本大震災津波からの復興に取り組む中における初めての高等学校再編計画となり、内容としては、今まさに復興に取り組み、まちづくりを進めている地域の実情、住民の感情などにも配慮するものとなった。その結果、学校数を維持しつつ、学級減により調整を実施し、令和2年の中学校卒業生数が平成28年と比較して1,413人減少する中で、学校数は1校減、学級数は31学級減、募集定員は1,240人減とするなどの取組を実施した。

現計画である後期計画においては、地方創生の推進の機運が高まる中、教育の機会の保障と質の保証を柱とした計画策定を行い、基本的な考え方として、「生徒の希望する進路の実現」と「地域や地域産業を担う人づくり」を掲げ、人口減少下において小規模化する専門高等学校を統合するなどにより、一定規模を確保した学びの環境を整備し、学校数は3校減、学級数は7学級減、募集定員は280人減とする計画としている。特に現計画の高等学校再編については、再編を行いながらも専門高等学校の多様性を維持していき、地元産業との連携を図ることで、高等学校を地域の人材育成拠点にしていくことなどについて本研究会においても評価を得ている。

#### （いわての高校魅力化の取組）

さらに、本県では、令和2年度から高等学校の魅力化の取組を進めており、令和3年10月には「いわての高校魅力化グランドデザイン for 2031」を策定し、質の高い岩手の高校教育を目指している。

これまでは小規模校を中心に魅力化の取組を推進しており、その一例として、沿岸部に位置する大槌高等学校では復興研究会の活動を通じて地域との連携の取組を進めてきた。令和4年度からは全校で魅力化の取組を推進するため、新たに「いわて高校魅力化・ふるさと創生推進事業」を実施しており、コンソーシアムの設置や魅力化評価システムの導入により、地域の将来を担う人材育成、持続的な人づくりを可能にする環境の構築を進めることで、ふるさとの創生につなげることを企図しており、本県の県立高等学校は人口減少社会への対応にあたって重要な役割を担っている。

### イ 県立高等学校を取り巻く環境とその変化

#### （高等学校生徒数の推移等）

本県の高等学校生徒数は、令和3年には29,980人となっており、平成元年度の62,924人と比較して半分以上まで減少している。生徒数に係る平成以降の減少率について全国と比較すると、平成元年度から令和3年度までのうち、平成2年度から平成23年度までは本県の方が減少率は低かったが、その後は逆転し、本県の減少率の方が高くなっており、全国平均では令和3年度の人数の割合が平成元年度比46.7%の減であるのに対し、本県は52.4%の減となっている。

本県の高等学校等進学者数は、令和3年度には9,957人となっており、平成元年度の21,847人と比較して半分以上まで減少している。

また、本県の大学進学率は、令和3年度で45.4%となっており、年々増加傾向にあるものの、全

国平均よりも低くなっている。この点、他都道府県と比較すると、全国下位（全国 44 位）となっており、相対的に低い水準となっている。なお、2018 年（平成 30 年）の日本の大学進学率は 63.58%（世界第 44 位）となっており、OECD 平均よりも 10%程度低くなっており、日本全体として大学進学率の向上等については課題となっていることに留意が必要である。

#### （学校数の推移）

本県の県立高等学校数について、平成元年には 86 校であったが、令和 3 年には 65 校となっており、21 校減少している。平成 13 年から平成 22 年までの学校数の推移を見ると、平成 13 年度の 85 校に対して平成 22 年度には 68 校となり、17 校減と高等学校再編が進んだものの、その後は、平成 23 年度の 68 校に対して令和 3 年度は 65 校と 3 校減となっており、これらの動向等に応じて後述のとおり定員充足率や 1 校当たりの生徒数等について全国との格差が拡大するなど小規模校化が進行している。

なお、本県の県立高等学校数の推移については、先述のとおりであるが、国の制度変更等<sup>45</sup>に伴い全国的に小規模校を許容する流れが起り、近年は全国的にも高等学校再編が大きく進んでいないことに留意する必要がある<sup>46</sup>。

#### （学校規模の推移等（定員充足率、1 校当たりの生徒数等））

文部科学省の学校基本調査によれば、令和 3 年度時点の公立高等学校 1 校当たり人数は、全国平均 565 人に対し本県は 356 人と 209 人少ない。これは高知県に次いで全国で 2 番目に少ない水準であり、本県では学校の小規模化が顕著に進行している。（資料 52）

平成元年度から令和 3 年度までの全国平均と本県の 1 校当たり人数の差の推移について見ると、平成元年度は 357 人の差<sup>47</sup>であったものが、平成 20 年度には 153 人の差<sup>48</sup>にまで縮小した一方で、その後は拡大傾向となり、令和 3 年度にはその差が 209 人<sup>49</sup>となっている。

また、令和 3 年度の本県の公立高等学校（全日制及び定時制）の定員 9,795 人に対して入学者数は 7,536 人、定員充足率は 76.9%となっており、全国平均（87.2%）よりも低い状況である。高等学校再編が進んだ平成 22 年度までは、充足率は 100%に近い状況であったが、それ以降は低下傾向にある。（資料 53）

後述のとおり、高等学校の小規模校化が進んだ場合、教育を受ける生徒にとって他の学校と比べて相対的に指導体制が手薄になり、科目選択や部活動の選択に制約が生じることから、現状や今後の見通しを踏まえた検討が必要となる。

<sup>45</sup> 平成の大合併を契機に高等学校再編は大きく進んだ一方で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号）において公立高等学校の収容定員について、1 学年 2 学級以上という基準が廃止されたこと、平成 26 年の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において「まちの創生パッケージ」に「公立小・中学校の適正規模化、小規模校の活性化、休校した学校の再開支援」が掲げられたこと等。

<sup>46</sup> 参考文献『地方教育行政の多様性・専門性に関する研究 報告書 5』（地方創生と教育行政、平成 31 年 3 月、研究代表者 渡邊恵子）

<sup>47</sup> 全国平均 963 人に対し、本県は 606 人。

<sup>48</sup> 全国平均 603 人に対し、本県は 450 人。

<sup>49</sup> 全国平均 565 人に対し、本県は 356 人。

### （教職員等の状況）

今後、学びの質の向上を図っていくためには、生徒数の状況とあわせて教職員等の状況についてもあわせて分析していくことが必要である。本県の令和3年度における教員数は、2,354人となっており、ピーク時の平成8年度と比較すると、1,012人減少（30.1%減）している。平成元年度からの減少率を本県と全国平均で比較すると、平成23年度までは本県の減少率の方が低かったが、その後は概ね同様の傾向となっている。本県の令和3年度における教員1人当たり生徒数は、9.6人となっており、全国平均の11.6人と比較して少ない人数となっている<sup>50</sup>。

令和2年度教員試験採用倍率について、本県は小学校2.7倍、中学校3.8倍、高等学校8.2倍となっており、全国平均と大きな差はない状況である。採用倍率は、小学校、中学校、高等学校の全てで低下傾向にあるが、小・中においては受験者数が減少していることに加えて、採用者数が大きく増加していることが要因となっており、高等学校は受験者数が減少していることが要因と考えられる。採用倍率は、人材の質に直結するため、教員にとって魅力の高い職場づくりや働き方改革の推進を通じた「なり手の確保」は喫緊の課題として引き続き検討していく必要がある。（資料54）

### （今後の15歳未満人口の変化）

国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口（平成30年）によれば、岩手県の人口は、2015年から2045年までの30年間で30.9%減少する見込みである<sup>51</sup>。このうち、15歳未満の人口は、2015年から2045年までの30年間で46.0%減少と半分程度まで減少する見込みである。（資料55）全国では総人口が16.3%の減少、15歳未満の人口が28.6%の減少であり、全国に比べて大幅な減少が見込まれている。地域別に見ると、県北・沿岸地域の減少率が特に高く、30年間で総人口は43.4%の減少、15歳未満人口では58.7%の減少が見込まれる。15歳未満人口の減少率が特に大きい地域は、気仙ブロック（64.5%減）、二戸ブロック（61.6%減）、宮古ブロック（60.5%減）となっている。総人口及び15歳未満人口の減少率は、全てのブロックで全国平均よりも高い見込みとなっている。（資料56）

そのため、全国と比較して15歳未満人口が著しく減少する状況を踏まえて、将来にわたって子どもたちに対してより充実した教育をしていくための方策を検討していく必要がある。

### （今後の学校規模の見通し）

本県では、第2期再編計画の前期計画（平成28年度～令和2年度）において、多様な教育活動を展開するための望ましい学校規模は、原則として1学年4から6学級程度の学校規模が必要、教育の

<sup>50</sup> 本県の公立高等学校における令和3年度の職員数（教員を除く）は548人となっており、事務職員や実習助手が多くを占めている。平成元年度からの職員数の増減率は、全国と本県で大きな差はない状況である。なお、令和3年度における公立高等学校の職員1人当たり生徒数は、本県は43人となっており、全国平均の63人と比較して少ない人数となっている。

<sup>51</sup> 国立社会保障・人口問題研究所（平成30年）の推計によれば、岩手県の人口は2040年に96万人程度、2115年には21万人程度になると試算されているところ、本県では、出生率向上（国準拠：2030年1.8、2040年2.07）と本県の社会減ゼロを実現することにより、超長期的な人口増の可能性も視野に入れた人口の定常状態を目指し、2040年に100万人程度の人口を確保することを目標としている。

質を確保するためには1学年2学級以上の学校規模が必要であるとしており、後期計画（令和3年度～令和7年度）においては、今後も3学級以下の小規模な高等学校が増加することで教育の質の確保が難しくなることが懸念されるとしている。

#### ① 各ブロックの中学校卒業生数と学級数の状況

各ブロックの現状をみると、令和2年度時点で1学年平均学級数が4学級を超えているのは、盛岡、岩手中部の2ブロックのみであり、宮古、久慈、二戸ブロックは、3学級を下回っており、小規模校化が進んでいる状況にある。（資料57）

今後の見通しについてであるが、本県の中学校卒業生数は、令和2年度の10,082人から2034年度（令和16年度）には7,035人となり、30.2%減少し、全国平均（17.3%減）と比べて著しく減少することが見込まれている。（資料58）地域別に見ると、県内のブロックで減少率の比較的少ない盛岡ブロックでも22.2%の減少であり、全ブロックで全国平均の減少率を上回る見込みである。ブロック別にみると、両磐ブロック（45.2%減）、二戸ブロック（43.5%減）、久慈ブロック（39.2%減）の減少率が高い状況となっており、今後、1学年3学級以下の小規模な高等学校が増加し、現在よりも教育の質の確保が難しくなることが見込まれている。

#### ② 小規模校の現状と課題

1学年3学級以下の学校では、生徒一人ひとりに対応したきめ細かな指導ができるメリットがあるものの、生徒の科目選択や部活動の選択の幅の確保に制約があること、習熟度別授業や少人数指導の実施は教員への負担が大きいなど、学習環境の整備、学びの質の維持にあたって様々な制約がある。現在、県内の多くの小規模校では、生徒間の学力差が大きい状況を踏まえ、1学級40人を分割した少人数指導を行っており、生徒の習熟度に応じたきめ細かな指導を行っている。このため、1人の教科担当者が複数の学年を担当し、また同一学級内で進路別に対応した教科指導をせざるをえない状況となっている。また、小規模校においては、大規模校と比較して教員1人当たりの担当科目数が多く、教材研究等に要する時間が増えるなど、教員の負担増加につながっている可能性もある。

学びの質の向上に向けては、今後一層進行することが見込まれる県立高等学校の小規模校化に対して、生徒にとっての選択の幅を広げつつ指導体制の充実を図る観点から学校規模の適正化や学校における一層の働き方改革の推進について検討を進めていく必要がある。

小規模校の学びの質を確保するため、これまで、国の加配定数を活用して全国の標準的な教員の定数よりも多く教員を配置してきた一方で、加配定数は年度ごとに変動する可能性があり、小規模校における教員配置の動向は専門高校をはじめとするその他の学校の教員配置に影響を及ぼすこと、また、教員配置は基本的に各学校の定員に対して実施するのに対して、定員充足率が100%に達している学校もあれば、50%を下回っている学校があるなど、各学校における指導体制の実効性にはバラつきがあることを踏まえれば、今後、質の高い教育を実現するためのより実効性の高い指導体制の構築が課題となることに留意が必要である。

#### ウ 取組の方向性 ～新しい時代の「より充実した学びの場の創造」に向けて～

## (総論)

希望ある岩手の実現に向けて、本県におけるこれからの教育や高等学校の役割をどのようにデザインしていくかという観点が必要であり、本県のこれまでの取組や強み等も踏まえて、全国と比べて15歳未満人口が著しく減少していく局面においても、教育の質を高めていくためのグランドデザインを持ちながら、全国に先駆けて具体的な方策に思い切って着手していく必要がある。

検討にあたっては、これまで果たしてきた取組や役割を深化させていくためにも、①現在のみならず、次世代を見据えて、どの地域に生まれても、子どもに対して学びの選択肢を確保し、より充実した学びの場を創造できるかという、教育を受ける機会の保障と教育の質の保証の観点、②学校における働き方改革を推進し、子どもへの指導に専念できる体制の構築等を通じて、教員の質のさらなる向上をどのように図っていくかという観点、③市町村との共創による多様な学びの場の確保、地方創生や地域活性化の拠点としての高等学校の魅力化を図ることができるかという観点が必要となる。

なお、これらの学びの質の向上に向けた更なる施策の充実に向けては、県民や関係者、関係市町村等と丁寧な議論をしていくことが前提となる。

以下の具体的な方策については、本研究会における議論等を踏まえて、総務部から検討のメルクマールを示すものである。

## (具体的な方策検討にあたってのメルクマール)

### ① 高等学校の更なる魅力化、学びの質の向上

高等学校は教育機関としての役割のほかに、近年では地方創生にとって貴重な存在であることが再認識されるなど、それぞれの地域にとって様々な役割を担っているが、今後の検討にあたっては、第一義的には教育機関であることを重視して学びの質の向上に資する施策の検討を進めていく必要があり、教育を行うに当たっての十分な施設整備や教職員配置が行われているかどうかという視点を基本として適正な高等学校の規模となっているかを検討しつつ、付随して地方創生に果たす役割を勘案していくことが必要となる。

あわせて、今後、日本国内における全体的な傾向として、子どもを偏差値という一つの物差しで輪切りにするのではなく、それぞれが自己肯定感や自己実現などの自分の軸を持って、個性を発揮できる学びを考えていくという方向に進んでいくことを踏まえる必要がある。

また、近年の国際化の流れに目を向けると、近隣諸国である中国や韓国はかつての日本をしのぐ超学歴社会となっており、今後、岩手の子どもたちが、アジアをはじめ世界で活躍していくことも想定して、人口減少時代における県立高等学校の役割や若い世代が求める高等学校教育のあり方について考えていく必要がある。

### a 中長期的な視点に立ったより充実した学びの環境整備のためのグランドデザインの検討

実態を踏まえれば、現在生まれている子どもたちのほぼ全員が高等学校に進学することから、県内の高等学校への入学者数は、15年後までおおむね精緻に予測することができる。この予測を前提とし、岩手で生まれた子どもたちがより充実した学びの場で教育を修めることができるかについて、実効性の観点も含めて議論を進めていく必要がある。

本県においては、先述のとおり全国と比較して県立高等学校の小規模校化が進行しており、今

後の人口減少下において、一定の生徒を確保できない地域の学校では、さらに小規模校化が進むこととなり、結果として教職員の配置が相対的に手薄になることなどにより現行の教育の質の確保が難しくなることが懸念される。この点、総務部の推計によれば、現行の学校数（全日制高等学校 62 校）を維持した場合、全県の 1 学年当たりの平均学級数は、現在の 3.6 から、2040 年までには 2.0 を下回る可能性がある<sup>52</sup>。現行の後期計画（令和 3 年度～令和 7 年度）においては、今後も 3 学級以下の小規模な高等学校が増加することで教育の質の確保が難しくなることが懸念されている<sup>53</sup>。

これらの状況に対して、多様な教育活動を展開し、生徒たちにとっての選択肢を広げていく観点からは、1 学年 4～6 学級など一定程度の学校規模の維持を前提として、地域の実情等を踏まえつつ、現在の学区やブロックといった圏域を越えて県全体で学校の適正規模や適正配置について検討し、より充実した学びの環境整備を進めていくことが必要である。

これにより、現在全国と比べて低い水準となっている定員充足率（本県 76.9%に対して全国平均 87.2%）について、少なくとも全国平均を上回る水準を実現することなどを通じて、全ての県立高等学校で現状より指導体制の実効性を高めて、それぞれの生徒が選択したい科目を選択し、入りたい部活動に入るなど、それぞれの個性が発揮できるように選択肢の幅を広げるとともに、教員の負担軽減や授業の質の更なる向上等につなげていくことができると考えられる。

なお、今後の学校の規模の適正化や適正配置の実施にあたっては、子どもたちに対しての学びの選択の保障や支援、学校における働き方改革の推進についてもあわせて検討、充実させていく必要がある。また、より充実した学びの場のあり方を考える議論の参考として詳細な分析や議論を展開していく観点からは、より詳細なパーソントリップ調査などの統計に基づいて、越境入学者の動向、私立高等学校への進学者数等の実態について把握し、見える化を図ることが必要である。

加えて、近年の大学進学率の向上を踏まえれば、生徒やその家族等のニーズに応えるべく、大学進学率における高い目標水準を定めた上で（参考：OECD 平均 74%程度）、学校におけるハード面の充実はもちろんのこと、働き方改革の推進や大学進学に係る教育指導体制の充実などソフト面からも充実を図っていく必要がある。

## **b 魅力ある県立高等学校に向けた学校施設や機能の充実**

今後の教育環境整備にあたって、ハードの面から、教育機関として子どもたちにとって魅力的な学校となるかどうかを一つの基準としつつ、より質の高い教育を提供していく観点から、本県が目指す教育を実現するための理想的な学校施設の整備や機能の充実を図っていく必要がある。具体的には、全国の事例も参考に、これまでの学校施設の整備の概念に捉われずに、各普通教室、

<sup>52</sup> 国のまち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版）では、2040 年に出生率が 2.07 に上昇したと仮定し、2110 年など長期的に人口が安定的に推移すると推計しているなど、少なくとも 2040 年までの間は人口減少局面になるものと想定した試算であることに留意が必要。

<sup>53</sup> 将来的には、前期計画（平成 28 年度～令和 2 年度）において教育の質を確保するために必要とされた 1 学年 2 学級以上の学校規模を下回る状況となることも懸念される。これは、前期計画において多様な教育活動を展開するための望ましい学校規模とされた 1 学年 4～6 学級の学校規模の 1/3～1/2 程度の水準である。



特別教室、図書室、コンピュータ教室、連携空間の充実を図ること、生徒自らが多様な生活場面を選択できるようラウンジや食事に利用できるスペース等生活空間の充実を図ることなど主体的な学びに対応する学習環境を充実させていくとともに、キャリア教育・職業教育のための空間の充実など、生徒の多様化、専門化する学習ニーズに応えるための施設や必要となる機能について充実させていく必要がある。

検討にあたっては、まずは理想的な環境整備のために必要となる学校施設を建てた場合の更新費用と維持管理費用を積算し、財政的な制約を踏まえつつ実現可能性を探っていくというアプローチが必要である。

また、高等学校の施設は単に教育という機能だけではなくいわゆる「地域的空間価値」を提供していることに留意し、それぞれの地域の主体と活力を創造していくという発想も重要であり、今後、市町村との共創等による特色ある学校づくりについても検討していく必要がある。

#### c 国際化に対応した専門教育の充実

より充実した学びの環境整備に向けては、後述の学校における働き方改革の推進によって、子どもへの指導に専念できる体制の構築等を通じて、教員の質の更なる向上を図っていくとともに、岩手県から世界へ羽ばたく人材を輩出するという国際化に対応した専門教育についても検討していく必要がある。先述のとおり、中国や韓国といった近隣諸国においてはかつての日本をしのぐ超学歴社会となっていること等を踏まえれば、今後、岩手の子どもたちが、アジアをはじめ世界の中で生きていくことを想定して、大学や大学院への進学率について、国際的な水準（OECD平均74%程度）を意識して、全国に先駆けて高い水準の目標を掲げて指導体制の充実を図っていく必要がある。

その際、近年の国内の動向を踏まえれば、県立高等学校からの海外大学への進学も想定して、後述のオンライン授業の更なる活用による英語教育や国際交流の充実、海外留学を含めた国際交流、日々の英語をはじめとする外国語環境の創造など、オンラインと対面との双方の視点から国際化に対応した専門教育の環境整備についても進めていく必要がある。直近の動向を踏まえれば、令和4年8月に岩手県八幡平市に開設されたハロウインターナショナルスクール安比ジャパンとの県内における国際交流等についても具体的に検討していく必要がある。

また、海外大学への進学にあたっては多額の学費等をはじめとした経済的な理由が、生徒の選択の幅を狭めている可能性がある。その制約を取り除くため、県立高等学校から海外大学への進学にあたって必要となる学費等に対して、生徒のニーズ等を踏まえた県の奨学金制度等の創設についても検討を始める必要がある。

#### d オンライン授業等の更なる活用（ICT技術等の更なる浸透）

国においては、全ての子供たちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現するため、学校教育のICT化を強力的に推進している。本県では国の動きに呼応して、これまでも生徒用一人一台端末の整備、大型提示装置（プロジェクター）、無線LAN（Wi-Fi）環境など、ICT環境の充実を進めており、令和2年度からICT活用事例の研究・普及に、令和3年度からは小規模校における遠隔授業の実施等に取り組んできた。

広大な県土を有する本県において学びの質の向上を図る観点からは、教育のICT活用は今後においても有効であり、重点的に実施していく必要がある。中長期的には、オンライン授業をさらに活用することで、国際化への対応を含めて、どの場所においても多様な学びを享受できる環境が創造でき、これまでの教職員配置、施設の規模、授業の内容等も変化していくことが想定される。その結果、各校でフルセットの教員を用意する必要がなくなり、1人の教員が複数の学校で教えることができる、より効率性の高い教育が可能となる。

また、オンライン授業の柔軟な運用により、岩手県全域において、英語教育の充実を始めとした国際化への対応や、個人の学習到達度にあわせた優秀な教員による最適なレベルでの授業等を実現できる可能性がある。

特に、小規模校では、これまで教員の配置の制約等により開講されていなかった科目を受講することが可能となり、生徒の学習機会の充実につなぐことができる。

一方、現行の国の制度では、遠隔授業においては、受信側においても原則教員を配置する必要があり、教員の数が少ない小規模校においては、今後、対応が困難となるケースも想定されることから、制度の改正等が必要である。また、財政的な側面においては、端末導入後に生じる通信料や端末等の更新費用、ICT教材の購入等、ICT化による新たな財政負担が生じているため、必要な財政措置の拡充等が求められる。

## ② 子どもたちの選択の制度的保障と選択に対する支援策の充実

上記で述べた環境整備やオンライン授業の活用等によって、子どもたちをとりまく環境は変化することが予想される。そのため、今後、これらの見直し等と連動させて、子どもたちの選択の幅を保障するための施策を検討していく必要がある。

初めに、本県では、先述のとおり、普通科に適用する通学区域について8学区を定め、通学距離等を考慮して8学区を基とした9つのブロック単位で高等学校を配置して、原則として高等学校に就学しようとする者は、その者の在学・卒業した中学校又は義務教育学校の所在地の属する学区内の高等学校に出願しなければならない。一方で、全国47都道府県のうち、27都府県において全県1区制を採用しており（予定含む）、原則として県内のどの地域に住んでいても県内の全ての高等学校に出願が可能な状況となっている。今後、子どもたちが自己肯定感と自己実現などの自分の軸を持って、個性を発揮できる学びを考えていくためには、より多様な選択肢や可能性を提供していく必要があり、これらの他都道府県の状況や交通インフラの整備状況を踏まえれば、本県においても現行のブロックを見直す必要がある。これにより、ブロック外の生徒ニーズの多様化に対応した高等学校や魅力的な高等学校に通いたいという子どもたちの希望を実現しやすくなるとともに、生徒の選択の幅を広げることが可能となり、各高等学校における魅力化の取組の一層の加速や安定的な生徒の確保にもつながると考えられる。その際、生徒のニーズに応えられるような特色ある学校づくりとともに、一定の指標等を用いてそれぞれの生徒が希望する高等学校を選択することができる環境づくりも今後の検討課題の一つとなる。

また、今後の学校規模の適正化等にあたっては、実際に高等学校に通学する高校生の立場に立つ

ことも重要であり、通学の負担や実施把握を進めるとともに、通学費用等の経済的な負担により子どもたちの選択が制限されないよう、必要に応じて通学費用や下宿費用の補助の実施等、学びの選択に対する支援を充実させていく必要もある。

一方、より充実した学びの環境整備にあたって学校規模の適正化を着実に実施してもなお、本県ではある程度の小規模校化が進展することが見込まれる。本県においては、現在、小規模校の学びの質を確保するため、小規模校に対して公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和36年法律第188号。以下「標準法」という。）上の定数よりも多く教員を配置しているが、今後、小規模校がさらに増加した場合、現行のような小規模校に加配する体制を維持することが困難となることが予想される。そのため、小規模校における学びの質の向上を図る観点からは、国（文部科学省等）が、小規模校に係る標準法を見直し、財政措置を拡充等する必要がある。

また、本県は、大谷翔平選手や小林陵侖選手をはじめとして世界で活躍する様々なトップアスリートを輩出してきた。子どもたちの選択肢の幅を広げる観点から、昨今の国際化の傾向を踏まえて、世界を目指す教育にもさらに注力していく視点も必要となっている。

国際化に対応した専門教育の充実だけでなく、子どもたちの多様な選択肢や可能性を見出すという観点から、いわてスーパーキッズなど幼少期からの個々人の才能の発掘・育成等の取組についても充実を図っていく必要がある<sup>54</sup>。（資料59）

さらに、県立高等学校を卒業後の進路先として、県内における就職先を確保する取組も重要であり、地域産業の活性化とともに、「いわてで働こう推進協議会」等を中心として、県内の児童、生徒、学生がそれぞれの成長段階に応じて、地域の産業や企業を知り、岩手で暮らす魅力を感じる取組を強化することも重要である。

### ③ 学校における働き方改革の更なる推進方策の検討

学びの質の向上に向けては、学校施設の充実化というハード面のみならず、ソフト面における教育指導の充実に加えて、教える側である教員の質の向上もあわせて検討していく必要がある。この点、学校における働き方改革を推進し、子どもへの指導に専念できる体制の構築等を通じて授業の質の向上や教員の質の向上を図ることで、岩手の未来を担う子どもたちに今後においても質の高い教育を提供していくことが可能であると考えられる。

そのためには、教員の長時間勤務を縮減し、ワークライフバランスを確保しながら、授業や授業準備等に集中し、健康でやりがいをもって生徒一人ひとりと向き合う時間を確保していくことが必要であり、これらの取組を通じて、教育の質の向上に加えて、教員の魅力向上やなり手の裾野拡大にもつながる可能性がある。長時間勤務の縮減を含めた働き方改革の推進に当たっては、ICTを活用した校務の更なる効率化、事務作業を代行する教員業務等支援員の追加配置、部活動の地域移行などを一体的に推進することが必要であり、これらの諸施策については重点的に措置してい

<sup>54</sup> 平成19年（2007年）からスタートした「いわてスーパーキッズ発掘・育成事業」の修了生が2018年平昌オリンピックに出場して入賞するとともにワールドカップで優勝するなど、オリンピックや世界大会で活躍する選手、アメリカのメジャーリーグや日本プロ野球で活躍する選手など、世界や全国を舞台に活躍する岩手県出身の選手が続々と輩出されてきている。

く必要がある<sup>55</sup>。

また、学校の働き方改革をさらに進めるためには、持続的に実施することが重要であり、毎年度の予算編成等において、高等学校運営費等のスリム化についても一体的に検討し財源捻出するなど、重点化を徹底していくことが必要となる。

さらに、学校事務について、マネジメント機能を十分に発揮するためには、事務職員の育成や一定程度の質の確保のための体制の構築を着実に図るとともに、現在、高等学校ごとに事務職員を配置し、給与、諸手当、物品購入、委託契約などを実施している状況について、近年、ICT機器の大規模な導入が図られていることを踏まえ、他自治体の事例も参考に教育事務に係る集中処理センターの設置等を含めた学校事務の共同化や集約化について検討を進める必要がある。

これにより、より充実した学びの環境整備、マネジメント機能の充実化が進展し、学びの質の向上が促進されると考えられる。

#### ④ 地方創生に向けた市町村等との共創事例の創出

高等学校については第一義的には教育機関であるものの、高等学校段階での地域の産業や文化等の理解を深める取組は、その後の地元定着やUターン等に資するものと期待されており、副次的な効果として、地方創生の観点からもその重要性が高まっている。

本県においても、地元自治体や産業界との協働により、地域課題の解決や地域産業の振興に向けた探究活動など、地域理解を深める学習を行うことを通じた、魅力ある学校づくりのモデル化や全県展開に取り組んできた。今後、高等学校と地元市町村等の地域の関係者で緊密に連携を行い、地域一丸となって更なる取組の深化に向けた検討を進める必要がある。

なお、中長期的な視点で高等学校を地方創生の観点からとらえる場合、地方創生の取組は主に市町村単位で行われていることを踏まえる必要があり、また、高等学校の役割について、人材育成のための施設と地方創生のための施設のどちらの面から捉えるかによって、経費や財源の面でも取組の方向性が異なってくることに留意する必要がある。

今後の取組について、高等学校ごとに魅力化の取組にバラつきがある現状等を踏まえれば、小規模校化が進むと予想される高等学校において、市町村等と連携して優良事例の横展開を図ることが必要である。また、高等学校の魅力化を図る取組は地方創生の観点からは非常に重要である一方で、その取組が生徒にとっての魅力化なのか、高等学校を取り巻く地域にとっての魅力化なのかは精査していく必要があり、更なる取組の充実に向けては、詳細なパーソントリップ調査等を通じて生徒等にとって取組が魅力となっているかどうかについて、圏域間の移動の状況や倍率の変動等の客観的な指標により、成果の見える化を図っていくことが必要である。

さらに、専門高校においては、テクノロジー、デジタルを通じて地域の起業・イノベーションにどう貢献するかという観点も重要である。企業・産業界との共同研究を行い、外から人材を集めるこ

<sup>55</sup> なお、これらの働き方改革の推進については一体的に検討・実施し、教育の質の向上に資する体制づくりを構築することが重要であり、特定の施策のみの単純な重点措置や、ただ支援員を増員するのみだけでは、教育の質の向上につながるかは不明であることに留意する必要がある。

とが重要となってくる。

また、それぞれの地域にある高等学校については、地方創生や地域活性化の拠点となる可能性を秘めており、高等学校と地元市町村等の地域の関係者で更なる緊密な連携や地域一丸となった取組を進めていくためには、特に小規模校を念頭に、それぞれの高等学校で単独で運営するよりも、中高一貫校や小中高一貫校といった形態へ移行していくことも考えられ、全国の他自治体の事例も参考に、地域の実情等を踏まえたそれぞれの市町村との共創事例を創出していくことが必要である<sup>56</sup>。

なお、市町村立の小中高一貫校が創設、増加していく場合には、市町村への財政支援も併せて検討していく必要がある。高等学校に係る経費について、各市町村の財政力に応じて、小学校や中学校と同様の財政措置となるように、文部科学省や総務省等において検討されるべきである。

#### ⑤ 高等学校運営費等の実効性を高める諸施策の検討の必要性

本県が目指す教育を実現するための取組を推進するに当たってのグランドデザインを示しつつ、そのために必要となる施策を持続的に実施していくことが重要である。そのためには財政面も含めて実効性を担保していく必要がある。その際、これまで述べてきた本県にとってあるべき教育の姿をどのように実現するかという攻めの姿勢と財政上の制約という守りの姿勢についての議論は両輪で考えていく必要がある。また、今後、県財政が一層厳しさを増す中で、現行水準を維持しようとするれば、他分野の政策的経費への影響は避けられないこと等を踏まえれば、高等学校費の現状や今後の県全体の財政シミュレーションを踏まえて、高等学校運営費等の実効性を高める方策についても検討し、毎年度の予算編成等においては、実施可能なものから実施し、財源を確保していく必要がある。

なお、今後、高等学校における学びを充実していくことにより、ICT化に係る機器整備及びソフト更新経費、スクールバス等の通学支援に要する経費等により運営経費が増加していく可能性がある。オンライン授業やICTを活用した事務の共通化が全国で推進されており、本県でも導入が期待されるが、費用対効果や物理的に人が移動できる範囲などを勘案して検討していくことが望ましい。

また、県立高等学校の改築・長寿命化に関する経費については多額にのぼることが予想されている。これらの経費に関する問題意識は県民をはじめ全国で広く共有していく必要がある。その際の経費負担方策については、県立高等学校の地域にとっての位置づけや役割等を踏まえて、市町村との共創、PFIの導入、超過課税のあり方の検討など、中長期的な視点から検討する必要がある。

<sup>56</sup> 北海道においては、三笠高等学校が道立から市立に移管された際に、普通科を廃止して食物調理科を設置したことで、地元の産業振興と一体となった取組を行うことが可能となり、学びがそのままビジネスにつながっていたり、士幌高等学校が農業に特化して農業人材の育成に取り組み士幌町のまちづくりに大きく貢献したりしている例がある。本県は地域づくりに注力してきた土壌があり、地域に根差して一貫した人材づくりをするというのは、これまでの本県の実態とも適合することから、こういう可能性を追求するのも一つの方策ではないか。

## 2 グリーン社会の実現、DX推進による豊かで活力あふれる岩手県の実現

国は2050年カーボンニュートラルを宣言するとともに、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定し、過去に例のない規模で環境投資を実施している。温暖化への対応を始めとした環境対策を経済成長の制約やコストとする時代は終わり、社会経済を大きく変革し、投資を促し、生産性を向上させ、産業構造の大転換と力強い成長を生み出す機会と捉える時代が来ている。本県は、後述のとおり他都道府県と比較しても優れた自然環境や再生可能エネルギーの高いポテンシャルを有しており、これらの強みを活かして、地域経済と環境の好循環をもたらすグリーン社会の実現に向けた取組を推進することで、本分野における先進地域としての魅力を高め、誰もが住みたいと思えるふるさととして、次世代に引き継いでいくことを期待できる。

また、国においては、令和3年9月1日、日本のデジタル社会実現の司令塔としてデジタル庁を発足させた。デジタル化による成長戦略や地域の活性化等の実現を目指す重点計画を策定し、デジタル社会の実現に向けた取組を推進することとしている。本県においても、コロナ禍を契機として様々な主体においてデジタル技術の活用が進んでいる。これまで述べてきたとおり、人口減少対策の強化、県立病院の更なる充実、県立高等学校における学びの質の向上、グリーン社会の実現などの地域課題の解決にあたっては、デジタル技術の活用は必要不可欠であり、DX推進を通じてデジタル社会における県民の暮らしの向上と産業振興等を図り、個性豊かで活力に満ちた地域社会の可能性を広げることができる。

### (1) 本県の高いポテンシャルを活かしたグリーン社会の実現

公害対策に始まった環境行政は分野横断的な総合性を増しており、特にグリーン社会の実現に向けでは、震災復興後のネクストステージの政策として注目している県内市町村も複数<sup>57</sup>存在する。

本県においても、平成23年度の「地球温暖化対策実行計画」の策定後、グリーン社会実現が県政におけるメインストリームに浮上しており、「いわて県民計画(2019~2028)」において地球温暖化防止に取り組むこととしている。このほか、「グリーン社会の実現」を3つの重点テーマの1つに掲げて令和4年度当初予算を編成した。今後の希望ある岩手の実現にあたっては、子ども子育て環境の充実など安心・安全に暮らせる基盤の強化とともに、中長期的な視点に立ってグリーン社会の実現を目指していく必要がある。(資料60)

その際には、本県が持つ再生可能エネルギーポテンシャル全国2位<sup>58</sup>、再エネ電力自給率41.7%、森林面積全国2位といったポテンシャルの高さを活かしていく必要がある。

現在、本県は、令和2年度に策定した「第2次岩手県地球温暖化対策実行計画」に基づき、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入促進などによって、2030年度に温室効果ガスを2013年度(平成25年度)比で41%削減する目標を掲げて、達成に向けた取組を実施している。(資料61)脱炭素関連

<sup>57</sup> 県内33市町村のうち6市町(久慈市、大船渡市等)が地球温暖化対策実行計画を策定済み(令和4年7月末時点)

<sup>58</sup> <https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/seisaku/1005592/1005607.html>(岩手県における再生可能エネルギーのポテンシャル) 参照

予算<sup>59</sup>の規模は、平成 29 年度の 9 億円規模から令和 4 年度においては 12 億円規模になるなど着実に増加しており、今後においても重点的に予算措置を実施していく必要がある。令和 4 年度予算においては、適切な森林整備の促進、水素ステーションの整備、水素自動車の利用拡大、高効率照明・空調等の導入促進等の事業を実施している。

今般、新たな政府目標の提示（2030 年度に温室効果ガスを 46%減）、本県のポテンシャルの高さ、昨今の原油価格高騰に伴う企業・県民の省エネに対する関心の高まり等を踏まえ、更なる施策充実に努めるべきである。

施策としては、省エネ対策の推進（建築物の高断熱化、高効率照明・空調等の導入促進、次世代自動車の普及促進等）、再エネの導入促進・活用（再エネの導入拡大、地域再エネの地産地消、水素の利活用等）、森林の循環利用（森林整備の促進、県産木材の利用促進、オフセットクレジット）等が挙げられる。また、県内企業等が参画する「温暖化防止いわて県民会議」の強化、脱炭素先行地域選定への意欲を示す市町村等への支援、「岩手県地球温暖化対策推進本部」による全庁的な推進体制の強化等の体制の充実も必要である。（資料 62）今後、改定後の第 2 次岩手県地球温暖化対策実行計画に基づき、県の推進体制と各主体との連携・協働体制を強化し、地域経済と環境に好循環をもたらす「グリーン社会の実現」に取り組むべきである。

---

<sup>59</sup> 令和 3 年度までの環境基本計画関連事業及び令和 4 年度当初予算における同様の趣旨の事業のうち、一般会計が行う非公共事業予算額を集計したもの。

## (2) DX推進による豊かで活力あふれる岩手県の実現

令和4年6月、国は、地方からデジタルの実装を進め、新たな変革の波を起し、デジタル実装を通じた地方活性化を推進するため、「デジタル田園都市国家構想基本方針」を策定し、デジタルインフラを急速に整備し、官民双方で地方におけるDXを積極的に推進していく方向性を示した。

本県では、これまで、地域課題解決や県民の利便性向上に向け、平成30年度に「岩手県ICT利活用計画」を策定し取組を進めてきた。さらに、5G<sup>60</sup>の商用化による新たなサービスの創出、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機としたリモートワークの拡大などの社会情勢の変化を受け、本県全体のDXをさらに推進するため、令和4年度中に「岩手県DX推進計画（仮称）」（以下「DX計画」という。）の策定を行うこととしている。（資料63、64）4つの取組方針である①行政のDX、②産業のDX、③社会・暮らしのDX、④DXを支える基盤整備のもと、デジタル技術の実装の促進、新型コロナウイルス感染症を踏まえた新しい生活様式への対応など、社会情勢の変化や技術動向を踏まえて、今後も新たな取組を進めるべきである。

令和4年度当初予算においては、DX計画の策定に先行し、「デジタル化の推進」を重点テーマの1つに掲げ、デジタル技術に関する専門的知見を有する民間人材も登用した。庁内DXの推進のみならず、産学官金連携の「いわてデジタルトランスフォーメーション推進連携会議」の意見も取り入れながら市町村や民間DXの取組に対する支援も行い、全県的なデジタル化の推進を図っていくべきである。希望ある岩手を実現していくためには、これまでの重点テーマとあわせて、中長期的な視点に立ってDXを推進していかなければならない。

### ① 行政のDX

新型コロナウイルス感染症対応において、地域・組織間で横断的にデータが十分に活用できないことなど様々な課題が明らかとなった。こうしたデジタル化の遅れに対して迅速に対処するとともに、制度や組織のあり方等をデジタルに合わせて変革していくべきである。

国においては、令和2年12月、「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を策定し、自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていくことが求められている。

### ② 産業のDX

地方の経済を支えるのは中小・中堅企業であり、自らの力で稼ぐ地域を作り出していくためには、デジタル技術の活用を通じて、生産性の向上や、新たな付加価値の創出を行うことが重要である。

そのためには、岩手の強みであるものづくり産業を中心とした商工業や、豊かな土壌や豊富な森林資源に恵まれた農林水産業など、各分野におけるデジタル化の取組をより一層充実させていく必要がある。

本県においては、自動車・半導体関連産業を中心としたものづくり産業の集積が加速しており、

<sup>60</sup> 第5世代移動通信システム。超高速・大容量、多数同時接続、超低遅延が特徴。



デジタル技術の導入を希望する企業への個別支援や、デジタル化に対応できる人材の育成支援を行っている。今後、大学等高等教育機関や民間企業とより一層連携を深めながら、デジタル技術による雇用の質の向上を図り、若者等の県外転出に歯止めをかけるべきである。

### ③ 社会・暮らしのDX

県民一人ひとりがデジタル化による恩恵を享受し、誰もが便利で快適に暮らせる社会の実現を図り、地方で暮らすことに対する不安を解消していくことが重要である。

そのためには、医療や子育てサービス、公共交通のデジタル化や、ICTを活用した学びの推進など、社会生活におけるデジタル技術の実装を加速することが必要である。このような取組においては、事業者のみならず地域住民との協働が必要であることから、市町村とも連携を図りながら進めていかなければならない。

### ④ DXを支える基盤整備

DXを支える土台として、光ファイバーや5G等の通信インフラの整備は欠かせないものとなっている。また、今後、「デジタル社会のパスポート」であるマイナンバーカードの利用シーンはさらに拡大する見込みであり、市町村や通信事業者と連携した県民のマイナンバーカードの申請やマイナポイント取得の支援のほか、更なる普及に向けて取り組むべきである。

また、自治体のデジタル化の基盤となる情報システムの標準化・共通化について、国は令和7年度末を目標時期としており、これに向けた市町村の取組を支援する必要がある。

## ■第3章 行財政運営にあたっての財政目標の設定等

これまで述べてきたような攻めの施策について、短期的な取組に止まらず中長期的に施策の充実を図っていくためには、守りの姿勢として、これまでの着実な財政健全化の取組に加えて、持続可能な行財政基盤を構築するための抜本的な方策についても両輪として検討していく必要がある。

一般的に、毎年度の財政運営において多額の財源不足が発生している場合や巨額の地方債残高を背景とした多額の公債費負担が生じている場合、毎年度の財政運営において経常的経費や義務的経費に係る負担が相対的に高まる結果、政策的な経費や裁量的な経費に係る予算が相対的に少なくなる可能性がある。このような財政の硬直化が生じた場合、時代の変化に即応した柔軟な予算編成や施策の展開が困難となるとともに、新興感染症や災害等の突発的な事案への適切な対応もままならない可能性が生じる。

そのため、今後の持続可能な行政サービス提供体制を維持していくための方策として、行財政運営の指針となる新たな財政目標等を掲げることを検討する。第4章における行財政改革の具体的な方策の検討と着実な取組等を通じて、財政の硬直性や財政制約によって真に必要な施策が制約されないような行財政基盤を構築していくことが望ましい。

本章においては、今後の中長期的な財政見通し等を踏まえた上で、今後の行財政運営にあたっての4つの財政目標の設定と4つの財政原則についての検討を行った。

### 1 令和4年度当初予算及び中期財政見通しの状況

#### (令和4年度当初予算)

令和4年度当初予算は、『コロナ禍を乗り越え復興創生をデジタル・グリーンで実現する予算』として、新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、東日本大震災津波からの復興を進めるとともに、人口減少対策やデジタル化の推進、グリーン社会の実現などにより、「お互いに幸福を守り育てる希望郷いわて」の着実な実現につなげていく予算となっている。(資料65)

予算規模は7,922億円で、このうち東日本大震災津波からの復旧・復興分が477億円、新型コロナウイルス感染症への対応分が966億円、その他が6,479億円となっている。

#### (中期財政見通し)

令和4年9月の中期財政見通し<sup>61</sup>においては、歳入について、国全体の地方一般財源総額は令和6年度まで現在の水準が実質的に確保される見込みであるが、本県においては、公債費算入額や国勢調査人口などの減に伴う普通交付税の減少に加えて、人口減少に伴う県税等の減少の可能性もあり、実質的な一般財源総額が毎年度減少していく見込みとなっている。(資料66)

また、歳出においては、高齢化の進行等による社会保障関係費の増加のほか、公債費も増加傾向に転じる見込みとなっている。

その結果、収支ギャップは、令和5年度以降、117～157億円程度生じる可能性があり、その全額を

<sup>61</sup> 本県においては、現行の地方財政制度等を踏まえ、一定の前提条件を設定した、歳出改革を盛り込まない歳出自然体の姿で、当面の財政見通しを「岩手県中期財政見通し」として公表している。なお、中期財政見通しの作成にあたっては、東日本大震災津波からの復旧・復興分及び新型コロナウイルス感染症対応分について、機械的な試算に馴染まないことから除外している。

財源対策基金<sup>62</sup>の取崩しにより対応した場合、その残高は令和8年度末に197億円まで減少する見込みであるなど、本県を取り巻く財政状況は一層厳しさを増すことが見込まれている。

なお、この中期財政見通しは、現行の行財政構造を維持しつつ財政運営を行った場合のシミュレーションであり、今後の行財政改革の効果等については見込んでいない自然体の姿であることから、今後、人口減少に伴う県税や地方交付税の減少、社会保障関係費や公債費の動向、定年引上げに伴う60歳以上職員の人件費の増加、公共施設の維持管理・更新需要の増加など、財政収支上の不確定要素がどのように影響を及ぼすのかについて注視する必要がある。

第2章で述べたような希望ある岩手を実現するために必要となる行財政基盤を構築していくためには、抜本的な行財政改革を進め、今後見込まれるこれらの収支ギャップを解消していくことが重要であり、財政運営上の目標の設定、財政原則の確認と徹底が必要である。

## 2 新たな財政目標の設定

### （新たな財政目標の設定の必要性）

行財政改革の具体的な方策として、その指針となる具体的な目標を広く県民と共有し、毎年度の予算編成等においてその達成状況等について公表・検証していくことで、行財政改革の実効性を高めていくことが期待できる。

これまで、本県においては「いわて県民計画（2019～2028）」の行政経営プラン（2019年度～2022年度）において、実質公債費比率を18%未満とすることを目標としていたが、これまでの着実な財政健全化の取組により、平成30年度決算において達成しており、その後も実質公債費比率18%未満を維持している状況にある。

そのため、今般、①人口減少対策の強化を含む重点テーマ等について持続的に推進しつつ、時代の変化に応じた柔軟な施策展開をできるようにすること、②将来にわたって、新興感染症や災害等の突発的な事案への適切な対応をできるようにすること、③将来において多額の公債費負担等による財政運営の硬直化を招かないように、県債残高の引下げ等による将来世代の負担の軽減等を着実に推進していくことを目的として、新たな財政目標の設定と目標達成に向けた着実な取組等を通じて持続可能な行財政基盤の構築を図る必要がある。（資料67）

新たな財政目標の検討にあたって、これまでの本県の財政状況等を踏まえつつ、現役世代のみならず将来世代を含め、受益と負担の適正化を図るため、その時点における財政運営上の問題を把握する観点と将来的な財政運営の健全化を図る観点、すなわちフロー指標とストック指標の両面から設定した上で、その目標達成に向けた取組を着実に推進していくことが必要である。

### （財政目標に係る全国都道府県比較）

<sup>62</sup> 本県においては、財政調整基金、県債管理基金（満期一括償還地方債の償還に必要な積立分を除く。）、地域振興基金（三陸・北いわて地域活性化推進積立金分を除く。）の3つの基金を「財源対策基金」として位置づけている。なお、財源対策基金残高については、令和3年9月に公表した中期財政見通しから令和3年度末残高で287億円の増となっているが、これは令和3年度2月補正予算において、財政健全化の推進のため265億円（財政調整基金115億円、県債管理基金150億円）の積立を行ったことなどによるものである。

全国の財政目標の状況を見ると、令和4年3月末時点で本県を含む42道府県が採用しており、このうちフロー指標（収支均衡予算、県債依存度、実質公債費比率、経常収支比率等）について26団体が採用、ストック指標（基金残高、県債残高、将来負担比率等）について40団体が採用<sup>63</sup>している。また、フローとストックの両面から目標を採用しているのは21団体となっている。

### （新たな財政目標の設定）

本県の現在の財政目標である「実質公債費比率 18%未満」は、先述のとおり達成しており、今後の人口減少社会に対応した持続可能な行財政基盤を構築するためには、全国の財政目標の設定状況や、本県の行財政構造の現状分析を踏まえた新たな目標設定が必要である。

そのため、本県における行財政運営の状況や他の都道府県の状況等に係る分析等を通じて、令和5年度～令和10年度を対象期間として、4つを財政目標として新たに設定し、毎年度その達成状況等を検証・公表するなど、財政状況の更なる見える化を推進することとする。

① 令和10年度当初予算までに収支均衡予算を実現	【フロー指標】
② 公共施設に係る県民1人当たりの負担額12,000円以下の水準を維持	【フロー指標】
③ プライマリーバランスの黒字を維持	【フロー指標】
④ 財政調整基金の現行水準（令和2年度残高177億円）の維持	【ストック指標】

#### ① 令和10年度当初予算までに収支均衡予算を実現

本県では、これまでも公債費負担適正化計画やいわて県民計画（2019～2028）行政経営プラン等に基づいて、財政健全化の取組を着実に推進してきたところであるが、過去の県単独事業の実施による公債費負担等により、毎年度の当初予算編成において多額の財源不足が発生し、財政調整基金の取崩しが恒常化している状況にある<sup>64</sup>。

一般的に多額の財源不足が生じている状態は財政運営の硬直化をもたらすことになり、災害や新興感染症などの突発的な状況に対する機動的な対応や新たな政策課題への柔軟な予算措置にあたって支障が生じる可能性がある。

今後、突発的な状況に対する機動的な対応や第2章で述べたような希望ある岩手を実現するための施策を積極的に展開していくためには、当初予算編成において財政調整基金の取崩しに頼らない、健全な財政基盤を構築していく必要がある。そのため、歳入歳出両面における行財政改革の着実な取組の推進を通じて、令和10年度当初予算を目途として収支均衡予算（財政調整基金の取崩額がゼロの状態）の実現を目指していく必要がある。

#### ② 公共施設に係る県民1人当たりの負担額12,000円以下の水準を維持

第4章1(2)でも述べるように、今後の行財政運営にあたっては、県立病院や県立高等学校のみならず、県民への行政サービスの水準に直結する県民利用施設をはじめとする公共施設等について

<sup>63</sup> 具体的な数値目標だけでなく、「指標に配慮しながら取り組む」「指標の改善を図る」といった抽象的な目標となっているものも含む。

<sup>64</sup> 令和4年度当初予算においては約121億円の財源不足が発生し、財政調整基金の取崩しにより対応している。

適切な管理を推進していくとともに、そのために必要となる行財政運営の指針が必要となる。その際、これらの適正管理を着実に推進していくためには、公共施設等の改築や長寿命化、維持管理等に要する費用の増大への対応が必要となる。この点、令和4年7月に改訂した岩手県公共施設等総合管理計画においては、新たに公共施設<sup>65</sup>に係る県民1人当たりの負担額について、令和6年度まで12,000円以下の水準を維持するようコスト縮減・財政負担の平準化を図ることとしている。

将来の人口減少を踏まえ、公共施設の維持管理及び行政サービスの提供を持続可能なものとしていくためにも、本目標を新たに財政目標として位置づけ、公共施設の施設規模・総量を適正に管理するための取組を進めていく必要がある。

なお、本目標については、同計画において、令和6年度までのものとされているが、目標の達成状況等も踏まえ、今後、対象期間の延長等も検討していく必要がある。

### ③ プライマリーバランスの黒字を維持

行財政運営において持続可能性を確保していくためには、現役世代と将来世代の受益と負担について適正なバランスを保ちつつ、着実に健全化を図ってきた行財政基盤を将来世代により健全な形で引き継いでいくことが必要であり、そのためには、将来にわたって時代の変化に即応して新たな政策課題への柔軟な予算措置を実施できるように、県債残高の引下げ等による将来世代の負担の軽減等を通じて、多額の公債費負担等による財政運営の硬直化を招かないような状況を維持していくことが必要である。

第1章でも述べたように、本県の地方債残高は全国的にも高水準となっており、その水準を統一的な指標で表した将来負担比率は令和2年度決算において221.5%、全国38位となっている。

地方債残高を着実に引き下げていくためには、積極的な繰上償還のほか、当初予算編成において、新規県債発行額が元金償還額よりも抑えられていること、すなわちプライマリーバランス<sup>66</sup>の黒字を維持することが重要であり、これを財政目標として位置づけるべき<sup>67</sup>である。

なお、第1章でも述べたように、本県においては過去の公共投資や施設整備に伴い多額の地方債を発行したことにより、公債費負担が高水準で推移したことから地方債の発行抑制に努めてきたところである。その結果、当初予算におけるプライマリーバランスは平成24年度以降毎年度黒字となっており、引き続きこの水準を維持していくべきである。(資料29)

### ④ 財政調整基金の現行水準（令和2年度残高177億円）の維持

持続可能な行財政基盤の構築に向けては、東日本大震災津波のような大規模災害等への対応など、予測できない財政需要への備えが必要であり、これらの財政需要に対応するために設置している財政調整基金について、一定の水準を確保することが望ましい。

<sup>65</sup> 病院等の公営企業施設及びインフラ施設を除く。

<sup>66</sup> プライマリーバランスは、一般的には元利償還額と新規県債発行額の差を指すことが多いが、本県においては従前から元金償還額と新規県債発行額の差としてこの語を使用している。

<sup>67</sup> 決算におけるプライマリーバランスについても黒字であることが望ましく、一つの指標として注視する必要がある一方で、国の経済対策と連動して編成する補正予算によって発行する補正予算債や、年度途中の経済情勢の悪化に伴う収税の減に応じて発行が認められている減収補填債など、やむを得ない事情によって年度途中の地方債発行額が増加することに留意が必要である。

この点、現在、国において財政調整基金残高の「あるべき水準」は示されていないため、他都道府県との比較や、過去の大規模災害時の一時的な取崩しの状況を踏まえて、新たな財政目標として財政調整基金残高のあるべき水準について具体的な目標を検討する必要がある。

まず、財政調整基金残高に係る対標準財政規模比の水準について、令和2年度末の水準は本県が4.5%、全国平均が4.2%となっており、これまでの本県の着実な財政健全化の取組の結果として、現行水準（令和2年度残高177億円）は他都道府県と比較して高い水準にある。（資料68）

また、過去の大規模災害時の一時的な取崩額としては、平成23年の東日本大震災津波への対応として平成22年度～平成23年度に120億円程度となっている。（資料69）

これらの状況を踏まえると、対標準財政規模比4%程度を一つの目安として、本県の令和2年度末の財政調整基金残高である177億円の水準を維持することで、災害等の予測できない財政需要への備えが十分に図られるものと考えられることから、この水準を財政目標として位置づけるべきである。

#### （財源確保に関する財政原則の徹底）

これらの財政目標を達成するためには、事業立案過程や予算編成段階において、以下に掲げる財源確保に関する4つの財政原則の徹底を図る必要がある。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 多角的視点からのスクラップアンドビルド原則の徹底</li><li>② 新しい行政需要に対する恒久的財源の確保の徹底</li><li>③ 民間資金の最大限の活用を含めたあらゆる歳入確保の徹底</li><li>④ 国費、有利な地方債などの地方財政措置の最大限の活用の徹底</li></ul> |
|---|

#### ① 多角的視点からのスクラップアンドビルド原則の徹底

これまでも、新規事業の創出等に当たっては、前提として既存事業をスクラップすることを基本とし、併せて事務事業評価や政策評価を活用すること等により、歳出全体での重点的な予算措置を行ってきた。

一方で、人口減少を背景として、今後一般財源が減少していくことを前提とした行財政運営を進めていくためには、予算の面だけではなく、施設や組織体制、設備・物品の整備といったあらゆる面において、一体的に重点化をしていく必要がある。

新たな政策課題に係る予算措置等にあたっては、DXの進展等に伴う効率化、既存のインフラの活用・転用、市町村の主体的な取組を促進する仕組みの構築など、一層のスクラップアンドビルド原則の徹底を通じて、行財政資源の有効活用を進めていくべきである。

#### ② 新しい行政需要に対する恒久的財源の確保の徹底

スクラップアンドビルドを徹底しても、なお見込まれる新たな財政支出（又は歳入減）に対しては、これに対応する安定的な財源を確保するよう徹底するべきである（ペイアズユーゴー原則の徹底の必要性）。

新たな財源の確保に向けては、歳出の性質に応じた特定目的基金の創設や、市町村をはじめとする関係団体等との役割分担や経費負担の明確化（負担金制度の導入等を含む。）、独自課税（超過課

税・法定外目的税)など、既存の歳入確保策に捉われずにあらゆる歳入確保手法を検討する必要がある。

### ③ 民間資金の最大限の活用を含めたあらゆる歳入確保の徹底

これまで、民間資金の活用は試験研究など限られた分野で活用されてきたが、近年、クラウドファンディングや企業版ふるさと納税、一部の市場公募債などにおいて、地域づくりや政策への理念を広く提示し、共感を集めることで資金調達を行う手法が発展しており、財源確保の選択肢の幅が広がる時代が到来している。また、地域課題の解決に対して、意欲ある民間企業や個人からの投資を促す仕組み(例：クラウドファンディング型ふるさと納税)の活用を一層促進することは重要な歳入確保策となる。

そのため、外部資金の活用可能性を有する施策を整理し、政策理念への共感による財源確保の取組を推進するための組織体制を構築し、民間資金の活用について具体的な件数や金額といった数値目標を設けるなど、積極的な推進方策を検討すべきである。

### ④ 国費、有利な地方債などの地方財政措置の最大限の活用の徹底

事業の立案に当たっては、まずは、国庫支出金や地方交付税措置のある地方債などを最大限活用することを徹底し、県単独事業として実施する場合であっても、その取組自体が本来国において行うべきものについては、国に対し国費での実施や国庫支出金による支援について積極的に制度の創設や改善等を求めていく必要がある。

## ■第4章 持続可能な行財政基盤構築に向けた具体的な取組の方向性

希望ある岩手を実現するための諸施策の検討の方向性やそのために必要となる行財政運営の指針たる財政目標の設定の検討については先述のとおりであるが、これらを実現するための行財政基盤構築に向けた具体的な取組が無ければ、これまで本研究会において議論してきたものは絵に描いた餅である。そのため、本章においては短期的もしくは中長期的に実施していくべき具体的な取組の方向性について検討を行った。

その際、見直しが必要と思われる国制度や地方財政措置の拡充等について最初に考察し、次いで今後の行財政運営にあたって重点的に実施していくべき事項を吟味した。具体的には、県立病院や県立高等学校、そして県民利用施設をはじめとする公共施設等について、財政目標を設定した。次いで、こうした公共施設等といったハードの適正管理に加えて、今後の定年引上げを踏まえた定員管理のあり方を検討した。その後、その他、歳入歳出両面から、今後取りうる具体的な取組について短期的に実施可能なものや中長期的に取り組んでいくべきものについて幅広く検討を行っている。

なお、今後の持続可能な行財政基盤構築に向けた具体的な取組にあたっては、第2章に記載の諸施策の展開と同様に、市町村をはじめとする関係団体等との連携が重要である。県と市町村を始めとする関係団体で、持続的でより質の高い行政サービスを提供できる体制を構築していくために、専門的な知見等が必要となるDX推進やGX推進を始めとして、各分野において県による垂直的な補完を含め関係団体間において適切な役割分担や経費負担を定めるなど、時代の変化に即応した新しい連携のあり方を検討していく必要がある。

### 1 行財政改革の具体的な方策

#### (1) 地方財政措置の拡充等の国制度の見直しの必要性

第2章でも述べたとおり、今後の希望ある岩手の実現に向けては、本県のみでの取組に止まらず、今後、全国において人口減少が進行することを踏まえれば、他都道府県における今後の行財政運営の参考となるものである。このような取組が全国に普及していくことに鑑みれば、地域の実情を踏まえてそれぞれの分野において必要となる国の制度設計等について改善等を図っていく必要がある。以下においては、改善が必要とされる主な事項について再掲するとともに、持続可能で希望ある岩手の実現に向けて地方財政措置の拡充の必要性等についても検討を行った。なお、以下に記載した項目等については、あくまでも一例であり、今後の施策推進にあたって全国に展開すべき見直し等については積極的に検討をしていく必要がある。

#### ア 国制度の見直しの必要性

##### (人口減少対策の強化に向けて)

出産や子ども子育てに係る支援制度については、今後、全国一律に経済的支援策に係る量的拡充及び質の向上を図ることで一定の効果の発現を期待できる。他方、各自治体の裁量に任せただけの場合は、財政制約等により自治体間格差がより一層広がる可能性がある。そのため、出産や子ども子育てに係る



支援策の充実に向けた国の制度の見直しやそのために必要となる経費負担については、今後、国が主導して、地方、事業者などの関係者全体での議論や制度設計等についての検討が早急になされる必要がある。

#### **（県立病院の更なる充実に向けて）**

県立病院の更なる充実に向けては、県立病院間で連携強化を図るために実施している医師派遣について、医師の移動時間に係る機会損失等が生じていることを踏まえれば、国において、医師確保困難地域におけるオンライン診療等に係る診療報酬の特例や地域の実情に応じた柔軟な取扱いが必要である。

#### **（県立高等学校における学びの質の向上に向けて）**

オンライン授業の柔軟な運用を実現することで、小規模校も含めた岩手県全域において、国際化への対応等、それぞれ個人の学習度にあわせて、より優秀な教員による最適なレベルでの授業等を実現できる。一方で、現行の国の制度では、遠隔授業において、受信側においても原則教員を配置する必要があり、教員の数が少ない小規模校での対応が困難となるケースが発生しているため、制度の改正等が必要である。

#### **（DXの推進に向けて）**

DXの推進にあたって、デジタル田園都市国家構想推進交付金等の制度の恒久化や地域の実情に応じた柔軟な取扱いなど、自由度の高い制度とすべきである。

#### **（GXの推進に向けて）**

GXの推進にあたって、Jクレジットについては、現行の認定基準の範囲内で想定される様々な発行形態を整理した上で、なお条件を満たせない場合には、発行枠の拡大が可能となるよう、国において認定基準を見直すべきである。

### **イ 地方財政措置の拡充等の必要性（持続可能な行財政基盤に向けた地方交付税のあるべき姿）**

（4）で述べるように、本県では、病院事業会計への繰出金をはじめとする衛生費や県立高等学校の運営費をはじめとする教育費において、全国標準の経費水準（普通交付税の算定に用いられる基準財政需要額）よりも実際の支出額である決算における一般財源負担額が大きく超過、すなわち財源不足が生じている状況にある。財源不足の部分については、本県における歳出水準の適正化の余地を検討する必要もあるが、国における地方財政措置の考え方や制度が本県の実態に即していない部分もあり、このうち、病院事業会計への負担金や高等学校に要する経費における地方財政措置の拡充等の余地について重点的に検討を行った。

#### **（病院事業に要する経費）**

病院事業会計における令和元年度決算の収益的収支のうち、費用の内訳を見ると、全国に比べて職

員給与費の構成比率が高い（岩手県 52.6%、全国 46.5%）。医師少数県においては、地域医療を守るための医師確保の必要性から、医師の平均給与が高くなる傾向にあり、結果的に職員給与費が高くならざるを得ない状況である。これらの実態を踏まえた財源措置について国に要望すべきである。

病院事業会計への繰出金に対する財政措置は、普通交付税と特別交付税で措置されており、このうち普通交付税で措置されるのは企業債の元利償還金の一定割合等に限定されている。運営経費は、主に特別交付税で措置されているが、運営経費に対する普通交付税措置の割合をより高めていくべきである。

本県は、全国的にも深刻な医師不足の問題を抱えるとともに、地域の医療提供体制の確保の役割が県立病院に集中せざるを得ない状況の中で、条件不利地域においても必要な医療を安定的に提供するため、県立病院間での医師派遣を行っている。本県が置かれた状況では、異なる市町村立病院間の医師派遣と同様に、県立病院間の医師派遣も必須であり、地域医療を守るために、市町村立病院間と同様に、国からの財政支援が必要である。

### （高等学校に要する経費）

教育費に係る地方交付税措置の状況については、小学校及び中学校と高等学校で比較すると、その措置状況は明らかに異なっている<sup>68</sup>。年齢構成差や寒冷・積雪地域における割り増し経費の勘案など、小学校及び中学校の方が高等学校と比べて、より実態に見合った算定方法となっている。これまで述べてきたとおり、小中学校と同様にほぼすべての生徒が進学する高等学校の社会における役割等を踏まえれば、高等学校に要する経費についても、実態に見合った算定方法とするよう文部科学省や総務省をはじめとする国において制度の改善等がなされる必要がある。

生徒数の減少に伴い、本県でも計画に基づく高等学校再編を進めてきた。近隣に他の高等学校がなく他の地域への通学が極端に困難な地域においては、就学機会確保の観点から、やむを得ず維持しなければならない高等学校が存在する。これらの高等学校では、1校当たりの生徒数が少ない一方で、学校ごとに生じる経費（給与や需用費等）の圧縮が困難なため、生徒1人当たりの歳出額が多くなる傾向がみられる。本県においては、生徒の学びの機会の保障のため、普通交付税の算定方法に係る改正意見をこれまでも提出してきた。文部科学省や総務省は必要な財政措置を講じるべきである。

<sup>68</sup> 高等学校に要する経費については、設置者である自治体に対して、標準的な経費の全額が普通交付税により措置されており、措置される額は人件費と運営経費を分けて算定することとされている。人件費は、標準法に基づき算定した教職員数等に基づいて算定され、運営経費は、実際の生徒数等に基づいて算定される。なお、小学校及び中学校に要する経費についても同様に地方交付税等により財源措置されており、算定方法も類似している。ただし、人件費については、三位一体改革で税源移譲の対象とされた義務教育国庫負担金の負担割合の変更に伴い、年齢構成差を勘案することとされており、運営経費については、児童数・生徒数の他に学級数や学校数を基礎とする算定も行われていること、寒冷・積雪地域における割り増し経費等を勘案している点が異なっており、小学校及び中学校の方がより実態に見合った算定内容となっている。

## (2) 公共施設等の適正管理に係る推進方策

### (公共施設等の現況及び将来の見通し)

本県では、公共施設等（公共施設、インフラ施設及び公営企業施設）の多くが老朽化に伴い、改修・更新の時期を迎え、今後、多額の経費が必要となることが見込まれる。令和4年7月に改訂した岩手県公共施設等総合管理計画における試算では、公共施設の維持管理・修繕・更新等に係る費用について、今後30年間で約6,050億円、年平均約202億円が必要となるものと見込まれており、これは過去5年間の平均投資額約149億円の1.4倍に相当するものとなっている。

### (公共施設の施設規模・総量の適正化)

第1章などで述べてきたように、令和2年の国勢調査における本県の人口121.1万人は、「岩手県人口ビジョン」における推計によると、出生率向上と社会減ゼロを達成したとしても、2040年に103.7万人となり、およそ14.4%の減少となる。将来の人口減少や今後の財政見通しを踏まえた、公共施設の維持管理及び行政サービスの提供を持続可能なものとしていくため、公共施設の施設規模・総量の適正化の視点が必要となってくる。

第3章でも述べたように、改訂後の岩手県公共施設等総合管理計画においては、コスト削減・財政負担の平準化として令和6年度までにおける公共施設に係る県民1人当たりの負担額を12,000円以下とすることや、公共施設の施設規模・総量の適正化として2040年までに学校施設を除く庁舎などの公共施設の延床面積を令和2年度比85%程度となるよう見直すことなどを目標として設定しており、今後、これらの目標の達成に向けた着実な取組を推進していく必要がある。（資料70、71）

計画の改訂に伴い、具体的な目標を設定したことは、持続可能な行財政運営に向けた有効な取組であるが、県民1人当たりの負担額の目標の対象が公共施設のみに限られており、病院等の公営企業施設が対象となっていないこと、延床面積の目標の対象が学校施設以外の公共施設とされていることについては、今後の目標設定における検討課題となりうる。

また、第1章でも述べたように、本県においては維持補修費が他県と比較して高くなっており、広い県土を有する中で多くの公共施設を抱えざるを得ないことが原因の一つとなっている。このような状況を踏まえれば、他自治体の事例を参考に、業務のデジタル化の動きと公共施設等の適正管理の推進の動きを連動させていくことが大きな政策課題の一つである。

なお、施設規模・総量の適正化の取組に当たっては、目標設定に当たっての根拠や背景等について県民に説明責任を果たしつつ、地域特性や地域活性化へ配慮の上、維持管理及び利活用に係る様々な創意工夫を図るべきである。また、人口の社会減対策の観点からは、本県には災害公営住宅等の資源があることを踏まえて、新しいまちづくりへの活用等について検討していく必要がある。加えて、今後の施設整備等にあたっては、地域の公共空間をデザインする観点から、民間との協働や連携等を通じて、機能性等にも最大限の配慮を行っていく視点が必要である。

### (個別施設計画に基づく財政シミュレーション)

先述のとおり、岩手県公共施設等総合管理計画の改訂においては、コスト削減・財政負担の平準化や公共施設の施設規模・総量の適正化に係る目標を設定した。ただし、これらの目標の対象外となってい

る施設もあることから、対象外の施設のうち、本県の強みとして重点的な予算措置を講じてきており今後の財政運営に大きな影響を及ぼすと見込まれる学校施設（県民1人当たりの負担額の目標の対象には含まれるが、延床面積の目標には含まれない。）と病院施設（県民1人当たりの負担額の目標、延床面積の目標の両方に含まれない。）について、強みを活かして希望ある岩手を実現するための視点をまじえ、それぞれの個別施設計画に基づく財政シミュレーションを実施した。

まず、学校施設について見れば、平成31年3月時点において保有施設の37%が築40年を経過し、老朽化が進行している。また、高等学校の生徒数は減少しており、生徒数に比して保有量が過大になっている。このため、教育委員会では、県立学校等個別施設計画に基づき、学校施設の定期点検を実施し、計画的な維持保全により生徒等の安全・安心の確保に努めるとともに、施設保有量の最適化・施設の長寿命化によりコスト縮減・平準化を図ることとしている。保有する施設の建築時期等を勘案すれば、2040年以降に改築・長寿命化改修が集中して発生することが見込まれており、今後とも少子化が進行していく状況を踏まえれば、今後の学校施設の適正規模・適正配置について検討しなければならない状況となっている。

県立学校等個別施設計画に基づき、総務部が推計を行ったところ、高等学校に係る公債費負担額は、今後、長寿命化改修が増加する影響により、増加傾向となる。ピークは2055～2056年の45億円であり、令和3年度と比較すると、1.9倍となる見込みとなっている。（資料72）

実際には老朽化した施設については長寿命化改修のみならず、建替え等を実施することもありえることから、増大する更新需要に対する財政シミュレーションを実施し、学びの質の向上を図る観点から学校施設についての適正規模や適正配置を着実に推進していく必要がある。また、更新需要に係る経費負担方策についても中長期的な視点に立って検討を進めていかなければならない。

次に、県立病院について見れば、現在使用している施設は、昭和40年代から建設されており、延床面積ベースで昭和61年度が整備年度のピーク（約7万㎡）となっている。建設後の経過年数を勘案すると多くの施設が老朽化しており、今後、修繕や更新が必要となる施設の着実な増加が見込まれる。また、増大する維持管理や修繕、更新等に要する経費への対応が課題となっている。このため、医療局では、岩手県立病院等個別施設計画に基づき、施設等の総合的かつ計画的なマネジメントを推進していくべきである。

岩手県立病院等個別施設計画に基づき、総務部が推計を行ったところ、今後の老朽化に対して長寿命化のみで対応する場合、企業債償還額については、磐井・南光病院、中部病院の新築、大船渡病院の大規模改修の影響等により、令和5年度にピーク（約74億円）を迎え、その後、2039年度まで減少傾向となる見込みとなった。一方で、長寿命化対策に要する経費の増加などにより、2039年度頃から再び企業債償還額が増加し、2054年度頃に二度目のピーク（約52億円）を迎える見込みとなった。（資料73）

長寿命化のみを実施した場合においても、今後の企業債償還額の推計を踏まえれば平準化を図っていく必要がある。これに加えて、病院の建替えを行っていく場合は、企業債償還額が再び増加に転じる時期が早まり、また償還額のピークも大幅に増大する可能性があるため、今後、計画的な機能分化・連携強化を着実に推進していく必要がある。

#### （公共施設等の適正管理の推進の方向性）

令和6年度までにおける公共施設に係る県民1人当たりの負担額を12,000円以下とするコスト削減・財政負担の平準化や2040年度までに学校施設を除く庁舎などの公共施設の延床面積を令和2年度比85%程度となるよう見直し、公共施設の施設規模・総量の適正化を図る目標については着実に推進していく必要がある。

また、数値目標の対象外になっている一部の施設についても、将来的に大きな財政需要が生じる可能性があるため、中長期的な課題として一体的な適正管理を推進していくための方策について検討していく必要がある。

#### **（安定的な財源の確保の必要性）**

上記のとおり、今後、公共施設の維持更新に係る費用が財政運営に与える影響が大きくなることが見込まれる一方で、将来の人口減少や今後の財政見通しを踏まえて公共施設の維持管理及び行政サービスの提供を持続可能なものとしていくためには、安定的な財源を確保していく必要がある。具体的には、公共施設等の適正管理を推進するための新たな基金を創設し、毎年度の予算編成等を通じて、公共施設等の更新需要の増大等に活用することで財政負担の平準化を図る必要がある。

### (3) 定年引上げを踏まえた定員管理のあり方

#### (現状と課題)

本県の平成 24 年度～令和 3 年度の 10 年間の職員数は、知事部局は増加、教育委員会は減少、警察本部は横ばいで推移している。このうち、知事部局では、平成 23 年に発生した東日本大震災津波へ対応するため、マンパワーを積極的に確保してきたところである。

今後、持続的に行政サービスの質を確保していくためには、令和 5 年度からの職員の定年引上げに対応しつつ、今後の業務量等の変化や見通しと連動させて、人材確保策も含め中長期的な視点から定員管理を実施していく必要がある。

#### (今後の対応)

##### ① 定年引上げへの対応

国家公務員法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 61 号）及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）により、令和 5 年度から職員の定年年齢が段階的に 65 歳へ引き上げられる。本県では、機械的な試算によれば、令和 14 年度には 60 歳以上の職員が令和 4 年度比で 2,230 人程度増加する見込み<sup>69</sup>である。令和 5 年度から令和 13 年度までの間、隔年で定年退職者が発生しない年が生じることとなるが、適切かつ安定的な人材確保を進めていく観点から、新規採用について、将来の職員年齢構成等を考慮して採用者数の平準化を図り、年度間の増減を抑える必要がある。

##### ② 業務量等に応じた適正な定員管理の実施

復興事業の進捗に伴い復興業務が減少する一方で、今後は、人口減少対策や G X ・ D X の推進などの行政需要の高度化、危機管理事案の多様化、公共施設等の適正管理など、将来にわたって継続的に取り組むべき業務の増加が見込まれる。そのため、定年引き上げによる職員構成の変化と、県庁全体での今後の業務量等の変化や見通しを連動させ、「事務事業を効果的・効率的に遂行するために要する人員を過不足なく適正に配置する」視点から、適正に定員管理していく必要がある。

その際、(2)でも述べたとおり、本県では 2040 年までに公共施設等を令和 2 年度比 85%程度とすることとしており、今後、これまでの公共施設等のあり方についても変容していくことから、その見通し等を踏まえて、適正な定員管理を実施する必要がある。また、今後、電子決裁の本格導入やペーパーレス化などデジタル化の進展に伴い、より一層の働き方改革の推進や業務の効率化が期待される。今後の定員管理のあり方については、これらの業務効率化等も踏まえて検討する必要がある。さらに、県庁全体の業務量等に応じて、任期の定めのない常勤職員に加えて会計年度任用職員の適正配置等も勘案して検討していく必要がある。

##### ③ 定数の見直しの検討

定年引上げを含めた定数管理のあり方については、上記の視点に加えて、これまでの職員数の推移や他都道府県と比較した水準、本県の特殊事情などを総合的に勘案して、中長期的な視点で検討して

<sup>69</sup> 内訳としては、知事部局 590 人程度、教育委員会 1,470 人程度、警察本部 160 人程度増加。

いく必要がある。

#### ④ 定員管理担当部局における主体的かつ適正な定員管理

かつては定員管理の多くについては担当部局に委ね、定員管理担当部局の査定は増加分にとどまることもあった。各職員の勤務状況に詳しい担当部局が、主体的に人事管理することは、組織全体の働く意欲を高めるためにも、一定の合理性があった。しかし、既に述べたとおり、「今後も財政の逼迫状況が続くこと」や「定年引上げに対処しなければならないこと」に加えて、「デジタル化と超高齢化のなかで必要とされる人員数が各部局の現況値から大きく変化することも予想されること」、「女性活躍や働き方改革を全庁的に推進していかなければならないこと」を踏まえると、定員管理部局がこれまで以上に主体的に適正な定員管理等を推進していく必要がある。

#### (4) その他歳出の水準の検討の方向性

行財政改革の方策として国の制度の見直しや公共施設等の適正管理に係る推進方策、定年引上げを踏まえた定員管理のあり方について検討を行ってきた。これらの取組についてはいずれも中長期的な対応を要するものである。第3章で述べた財政目標のうち「令和10年度当初予算までに収支均衡予算を実現」するためには、本県の歳出総額や個別の歳出費目の水準について、第2章において分析した他都道府県の水準との比較に加えて、地方交付税等の地方財政制度の視点からの比較を実施し、これまでに以上に多角的な視点から歳出水準の適正化を図っていく必要がある。

なお、各歳出のうち、農業行政費や商工行政費など、超過額の主要因が人件費等となっているものについては、個別分野単位の人員のあり方に関して、今後の定員管理のあり方とあわせて検討する必要がある。

本項では歳出水準の妥当性等についての検討や歳出水準の比較方策について地方財政制度の視点から検討を行った。

#### ア 地方財政制度からの分析

本県の令和4年度当初予算を例に、歳入歳出構造を地方財政制度の視点から概観した場合、本県が独自の財政需要に充てられる留保財源<sup>70</sup>は約300億円である一方、留保財源により対応すべき財政需要については、公債費のうち普通交付税に算入されない部分に加え、病院事業会計への繰出金や教育費に係るかかり増し経費などで約600億円となっており、留保財源に対して超過している状況、すなわち財源不足の状態となっている<sup>71</sup>。(資料74)

財源不足が生じている要因を歳出面から分析するにあたって、本県の歳出水準と全国の標準的な経費水準(基準財政需要額)を比較して、どのような差異が生じているのか、普通交付税の措置額との乖離の状況を詳細に分析することで、第1章で分析した他都道府県における歳出水準の比較とあわせて、歳出水準の妥当性等について検討する際のメルクマールになるものとする。

以下、令和2年度決算における本県歳出水準(一般財源負担額)と全国の標準的な経費水準である基準財政需要額について、目的別の比較も含め分析を行う<sup>72</sup>。なお、本文中に記載の額は概算であり一定の幅をもって見る必要があること、後述の超過額がそのまま見直しの対象になるものではないことに留意が必要である。

#### (全般)

投資的経費等を除いたいわゆる経常的経費全体では、令和2年度において一般財源負担額が基準

<sup>70</sup> 普通交付税の算定において、財政力を合理的に測定するために用いられる基準財政収入額は、標準的な地方税収入見込額の原則75%が算入されており、残りの25%については、各地方公共団体が有する独自の財政需要に充てられる財源、いわゆる「留保財源」となる。

<sup>71</sup> 令和4年度当初予算においては、財源不足に対して、財政調整基金の取り崩し(121億円)、財源対策債や退職手当債などの特例債の発行(約140億円)などにより対応している形となっている。

<sup>72</sup> 基準財政需要額と決算額の双方において、投資的経費を除いた、いわゆる経常的経費を算出し、比較している。また、決算額については、決算統計をベースに、その目的別分類と基準財政需要額の各費目を整合させるための項目間調整を行っている。



財政需要額を超過している額（以下「超過額」という。）は約 205 億円となっている。歳出の目的別に分類すると、教育費で約 182 億円、厚生労働費で約 136 億円と、これら 2 つの費目で大きな超過額が生じており、先述のとおりこれまでの行財政運営にあたって教育や医療等に重点的に予算措置していることが分かる。

### （教育費）

令和 2 年度における超過額は約 182 億円である<sup>73</sup>。（資料 75）

教育費の基準財政需要額は、小学校費、中学校費、高等学校費、特別支援学校費及びその他教育費で構成されている。小学校及び中学校は、主な設置主体が市町村であり、県では主に教職員に係る給与等を予算措置しているが、高等学校、特別支援学校及び県立大学は、主な設置主体が県であり、教職員に係る給与等に加えて、その運営に係る経費全額を県で予算措置している点に差異がある。

そのような差異があるため、教育費の各費目について一概に比較することは困難であるものの、教育費に係る超過額約 182 億円の内訳は、超過額の多い順に、高等学校費で約 71 億円、県立大学等を含むその他教育費で約 45 億円、小学校費で約 31 億円、中学校費で約 19 億円、特別支援学校費で約 16 億円となっている。

最も超過の大きい高等学校費については、その超過額が平成 26 年度の約 43 億円から令和 2 年度に約 71 億円となるなど拡大傾向にあり、これは第 2 章で述べたとおり、生徒数が減少する一方で、県立学校数はほぼ横ばいで推移したことにより、標準的な団体と比べて 1 校当たりの生徒数が少ない小規模な高等学校が相対的に増加し、1 校当たりの運営経費が割高となって超過額が拡大したことを示している。（資料 76）

他の費目における超過額については、小学校費は平成 26 年度の約 29 億円から令和 2 年度に約 30 億円（平成 26 年度比 1 億円、4.5%の増）とほぼ横ばい、中学校費は平成 26 年度の約 12 億円から令和 2 年度に約 19 億円（平成 26 年度比 7 億円、61.1%の増）と増加傾向、特別支援学校費は、平成 26 年度の約 2 億円から令和 2 年度に約 16 億円（平成 26 年度比 14 億円、635.3%の増）と拡大傾向となっており、その他教育費については年度によって乖離額の変動があるものの、高等学校費をはじめとして教育費全体で増加傾向にあることが分かる。

### （教育費のうち高等学校費）

高等学校費（人件費及び運営費）の一般財源負担額と基準財政需要額を比較すると、高等学校の統合が大きく進んだ平成 12 年度から平成 21 年度の期間における超過額は最大でも平成 19 年度の約 16 億円であり均衡状態であったが、近年は超過額が拡大傾向にある。超過額が拡大傾向にある要因としては、生徒数の減少に伴う基準財政需要額の減少に対して、一般財源負担額（特に人件費）が横ばいで推移していることなどが考えられる。年度間で負担額の変動が大きい退職手当を除いた場合の令和 2 年度の超過額は 46 億円<sup>74</sup>であり、措置率（基準財政需要額／一般財源負担額）は約 81%である。これは、全国平均の約 86%と比較して 5%程度低い状況となっている。（資料 77）

<sup>73</sup> 基準財政需要額 873 億円に対して一般財源負担額は 1,055 億円であり、超過額は約 182 億円、超過率は 120.9%となっている。

<sup>74</sup> 平成 19 年度は、基準財政需要額 266 億円に対して一般財源負担額は 282 億円、令和 2 年度は、基準財政需要額 199 億円に対して一般財源負担額は 245 億円となっている。

### (厚生労働費)

令和2年度における超過額は約136億円である<sup>75</sup>。(資料78)

厚生労働費の基準財政需要額は、生活保護費、社会福祉費、衛生費、高齢者保健福祉費及び労働費で構成されており、超過額約136億円の内訳は、超過額の多い順に、衛生費で約146億円、社会福祉費で約58億円、労働費で約7億円である一方で、生活保護費では約▲6億円、高齢者保健福祉費では約▲69億円と基準財政需要額が一般財源負担額を上回っている。

最も超過の大きい衛生費については、その超過額が平成26年度の約109億円から令和2年度に約146億円となるなど拡大傾向にあり、本県の歳出構造の特徴である病院事業会計への繰出額が近年増加傾向にあることが要因として考えられる。

### (土木費)

令和2年度における超過額は約50億円である<sup>76</sup>。(資料79)

土木費の基準財政需要額は、道路橋りょう費、河川費、港湾費及びその他の土木費で構成されており、超過額約50億円の内訳は、超過額の多い順に、その他の土木費で約38億円、道路橋りょう費で約14億円、港湾費で約2億円である一方で、河川費では約▲4億円と基準財政需要額が一般財源負担額を上回っている。

土木費については、台風災害対応等により事業年度で超過額が大きく増減しているほか、人件費に係る決算統計上の技術的な要因<sup>77</sup>により基準財政需要額の算定費目との比較が困難であることもあり、経時的な傾向の把握には至らなかった。

### (産業経済費)

令和2年度における超過額は約22億円である<sup>78</sup>。(資料80)

産業経済費の基準財政需要額は、農業行政費、林野行政費、水産行政費及び商工行政費で構成されており、超過額約22億円の内訳は、超過額の多い順に、農業行政費で約29億円、商工行政費で約19億円である一方で、水産行政費では約▲1億円、林野行政費では▲24億円と基準財政需要額が決算における一般財源負担額を上回っている。

最も超過の大きい農業行政費は、平成26年度の約2億円から令和2年度に約29億円となるなど拡大傾向にあり、単位費用や農家数の減少に伴い基準財政需要額が減少する一方で、決算額は横ばいで推移していることが要因と考えられる。

<sup>75</sup> 基準財政需要額988億円に対して一般財源負担額は1,124億円であり、超過額は約136億円、超過率は113.7%となっている。

<sup>76</sup> 基準財政需要額112億円に対して一般財源負担額は162億円であり、超過額は約50億円、超過率は144.2%となっている。

<sup>77</sup> 決算統計において、土木費のうち土木管理費の人件費の中に、基準財政需要額においては道路橋りょう費や港湾費等、その他土木費以外に分類すべきものが含まれており、基準財政需要額との比較において、その他の土木費の決算額が過大に、道路橋りょう費、河川費の決算額が過小に算出されているものの、その詳細な分類が困難となっている。

<sup>78</sup> 基準財政需要額172億円に対して一般財源負担額は194億円であり、超過額は約22億円、超過率は112.9%となっている。

商工行政費については、一般財源負担額が年度により大きく異なるものの、毎年度14～32億円の超過が発生しており、超過額の発生が常態化している。

#### （警察費）

令和2年度における超過額は約53億円である<sup>79</sup>。（資料81）

超過額は平成26年度の43億円から令和2年度に約53億円と、基準財政需要額が横ばいで推移する一方で、一般財源負担額が増加傾向にあるため、拡大傾向にある。

#### （その他の経費）

徴税费について、令和2年度における超過額は約16億円である<sup>80</sup>。超過額は平成26年度以降、概ね横ばいで推移している。

恩給費について、令和2年度における超過額は約0.1億円である<sup>81</sup>。超過額は平成26年度以降、概ね横ばいで推移している。

この他、基準財政需要額には地域振興費や臨時費目（地域の元気創造事業費、人口減少等特別対策事業費等）等が、決算統計には議会費、徴税费を除く総務費、公債費のうちの物件費等があるが、これらについては行政目的上対応している関係にはない。

### イ 地方財政制度を踏まえた歳出水準適正化の方向性

ここまでの分析を踏まえると、超過額の要因として、教育費及び厚生労働費が大きいと考えられるが、これらの分野は第2章で述べたとおり、本県の強みであり、希望ある岩手を実現するための重点テーマである「県立病院の更なる充実」、「県立高等学校における学びの質の向上」と直接的に関連する分野でもある。

これらの分野は、希望ある岩手を実現するための重点テーマであり、多額の財政負担を要している分野でもある。本研究会においてもその歳出水準について多くの議論が交わされたことを踏まえ、中長期的には本県の重点テーマとしての強みを伸ばしつつ、持続可能な行財政基盤の構築に向けては、国における制度改善や創設等の議論とあわせて、実施可能なものから歳出水準の適正化を不断に進めるべきである。

#### （病院事業における検討の方向性）

病院事業については、まず初めに経営効率化に資する取組として、1床当たりの固定資産が他県と比較して高水準となっている要因について、会計処理の相違、東日本大震災津波に起因する病院の新設に伴う固定資産費の押し上げなどの要因が考えられる一方で、現行の病床数に対して建物や医療

<sup>79</sup> 基準財政需要額180億円に対して一般財源負担額は233億円であり、超過額は約53億円、超過率は129.5%となっている。

<sup>80</sup> 基準財政需要額30億円に対して一般財源負担額は46億円であり、超過額は約16億円、超過率は152.1%となっている。

<sup>81</sup> 基準財政需要額0.7億円に対して一般財源負担額は0.8億円であり超過額は約0.1億円、超過率は120.7%となっている。

器械・備品への投資が過剰となっていないか検証することが必要である。また、これらの取組と基調をあわせて、現状の病院経営の改善による効率化と公立病院としての役割を整理して議論した上で、一般会計からの繰出金を中長期的にどの程度まで圧縮できるかという検討も必要である。今後の病院事業の経営状況の動向等も踏まえて、総務省の繰出基準に基づかない算定をしているものなどを念頭に、一般会計からの繰出金に係る水準の適正化について具体的な検討を進める必要がある。

#### （高等学校費における検討の方向性）

県立高等学校については、先述のとおり退職手当を除く令和2年度の超過額が約46億円に上り、普通交付税による措置率で全国平均を5%程度下回る低い水準<sup>82</sup>となっている。これは、教職員給与費で25.8億円、用務員等経費で5.6億円<sup>83</sup>、暖房等光熱水費を含む需用費で5.4億円の超過額が発生していることが主因である。（資料82）

第1章でも述べたとおり、教職員給与費について、本県の教職員の年齢構成は、全国と比較して40歳～53歳の層が多く、今後10年間程度にわたり教職員の給与水準が増加する見込みであり、中長期的に職員の年齢構成の最適化を進めていく必要がある。

また、本県では、令和3年度に県立高等学校に事務職員を210名配置している。これは、概ね標準法どおりの配置となっているが、これに加えて、特に小規模な高等学校においては、追加で会計年度任用職員を1名配置している実態がある。新潟県において、平成23年度に学校事務の集約化を行うセンターを設置したことにより、事務職員を平成22年度から約4割削減した事例も参考にしながら、事務の適正化・効率化と歳出水準の適正化の両立に向けた具体的な検討を進める必要がある。（資料83）

本県の用務員等経費は、1校当たり約1,222万円と全国で7番目に高い水準にあり、本県も含め経費が高水準の団体は、直営かつ常勤職員の割合が高い傾向にあること、地方交付税の算定においても民間委託の導入等のトップランナー方式が導入されていること等を踏まえれば、歳出水準の適正化にあたっては、委託形態への移行等について具体的な検討を進める必要がある。（資料84）

### ウ 岩手県独自の行財政運営による歳出水準の適正化

持続可能で健全な財政基盤の構築に向けた指針として新たに財政目標を設定することの意義については、既に第3章で述べたとおりである。希望ある岩手の実現に向け、県民一人ひとりがより幸福を感じられる岩手の創造に向けた施策を展開しつつ、そのために必要となる持続可能な行財政基盤を構築するため、新たな財政目標のうち「収支均衡予算の実現」が重要となる。

この点、歳出総額の水準について、中期財政見通しを踏まえて一定の前提条件に基づき試算した結果、令和10年度当初予算までに収支均衡予算を実現するためには、令和4年度当初予算の一般財源の額（義務的度合いが強いものを除く。）について▲7%以上の水準で縮減することを一つの目安として設定した上で、毎年度の予算編成等で歳出水準の適正化を実施していく必要がある。

<sup>82</sup> 全国平均並の歳出水準を目標とする場合、一般財源負担額を245億円から232億円まで13億円程度圧縮（5.1%減）する必要がある。

<sup>83</sup> 基準財政需要額上は委託料で算定されているが、本県では直営となっている。

その際、これまでの行財政改革等で見られたような単なる「削減ありき」ではなく、毎年度の予算編成や政策評価・事務事業評価など本県独自の行財政運営を通じて、各部局の事業実施におけるインセンティブ付けを行いつつ、歳出水準の適正化の取組を不断に行うなどの重点化が重要である。

具体的には、予算事業について、4つの財政原則の徹底を前提として、これまで行ってきた政策評価、事務事業評価<sup>84</sup>を通じたPDCAサイクルを引き続き実践していく必要がある。その際、予算編成におけるスクラップアンドビルドにあたっては、「①事業目的達成」、「②市町村主体の取組への移行を検討すべきもの」、「③民間・団体主体の取組への移行を検討すべきもの」、「④社会情勢の変化（DXの進展等）に伴う取組手法」のいずれかに該当する事業について廃止を含め大胆な見直しを検討し、実施可能なものについては、令和5年度予算編成において実現に向けた取組を開始すべきである。

また、中長期的には、政策評価や事務事業評価について、これまでの取組に加えて、指標と政策効果の検証など、評価手法そのものについても見直し等を実施していく必要がある。

加えて、前項で述べたように地方財政制度や他都道府県の歳出水準と衡量しながら、適正な歳出水準を探りつつ、県民、県議会との議論を通じた取組分野の重点化や予算編成におけるスクラップアンドビルドの成果について、「いわて県民計画（2019～2028）」アクションプラン<sup>85</sup>等へ着実に反映していくことが必要である。

---

<sup>84</sup> 本県では、条例に基づき、各年度に実施した政策評価、事務事業評価、公共事業評価及び大規模事業評価の結果の政策等への反映状況について、県議会に報告し、公表している。政策評価及び事務事業評価については、前年度の各指標の実績を踏まえた評価の実施状況を11月に公表した上で、翌年度予算への反映状況を2月に公表する手法を採っている。

<sup>85</sup> アクションプランのうち「政策推進プラン」は、50の政策項目に令和3年度は723事業が紐づけられており、評価についてはプランの構成事業以外の政策的事業202事業を加えた計925事業について実施されている。

## (5) あらゆる歳入確保策

今後、着実な行財政改革を進めていくにあたっては、歳入面での取組も必要であり、前例に捉われないうちあらゆる歳入確保策を実施していく必要がある。具体的には、県税収入や地方交付税等の確保のほか、その他の歳入確保策として、短期的に実施可能なものとしては、資金調達が多様化・安定化等のための全国型市場公募地方債（市場公募債）の導入、県債管理基金の有価証券による運用、県保有株式の売却や第三セクター等への出資の引き揚げ等の公有財産の整理等について実施していく必要がある。

また、その性質に鑑みて短期から中長期的に取り組んでいくべき財源対策として、ふるさと納税の更なる魅力化や公共施設の使用料の見直し、特に使用料を徴収していない施設等の取扱いの検討、Jクレジットの更なる活用などについても、積極的に検討し、歳入確保に最大限努めていく必要がある。

また、今後のグリーン社会の実現等の地域貢献に資する施策を展開していく際には、本県において高いポテンシャルを有する電気事業会計や土地開発公社等が、これまで以上に大きな役割を果たしていくことが望まれる。

以下においては、歳入確保策について、主なものの具体的な方向性を記載する。但し、今後の行財政運営にあたっては、これらの項目に捉われずに、ネーミングライツや共感性への訴求による歳入確保策など、実施可能なものについて積極的に検討・実施していく必要がある。

### (市場公募債の発行)

地方債資金については、地方分権の推進、財政投融资制度改革等を踏まえ、段階的に公的資金の縮減・重点化が図られており、民間資金による調達手段を拡大していく必要がある。

民間資金のうち市場公募債について、本県では実質公債費比率が高水準で推移していたことや、東日本大震災津波からの復旧・復興事業の実施による人員不足等も踏まえ、これまで導入を見送ってきた。しかし、平成30年度決算で公債費負担適正化計画の目標を達成し、令和2年度に第1期復興・創生期間が終了したことも踏まえると、導入のタイミングを迎えたものといえる。

また、地域金融機関を取り巻く環境が変化する中、現在の銀行等引受債中心の資金調達のみでは、今後も安定した資金調達が可能か不透明である。市場公募債の発行により、資金調達の多様化を図り、市場環境の変化に対応しながら機動的により良い条件での資金調達を行うことで、公債費（利払）負担の低減を毎年度の行財政運営にあたって実践していく必要がある。

### (基金の運用)

本県の県債管理基金の令和3年度末残高は約383億円となっているが、将来の県債償還財源の確保に向けては、有価証券の購入等により、これらのストックについて歳入確保策としてより有利な条件により運用していくことが必要である。

このうち、定時償還債分については、今後の県債償還見込（推移）を踏まえ、可能な限り長期での有価証券運用を行うことが考えられる。また、満期一括償還債分については、令和4年度以降の市場公募地方債の発行により、今後、基金への毎年度の積立額及び残高が増大していくことが見込まれるため、あらかじめ中長期の運用計画を策定し、確実に運用を行うことが求められる。

なお、県債管理基金以外の財源対策基金や全庁的な基金の運用のあり方について、運用効率向上の観

点から、複数の基金をまとめて一括管理・運用する手法の導入も、今後の検討課題の一つである。

#### （ふるさと納税制度の活用）

令和3年度の本県のふるさと納税の受入実績は約1億4,500万円<sup>86</sup>であり、前年度と比べると、件数で178.7%、金額で58.9%の増となっている。

平成20年度に寄附受入を開始して以降、寄附者が具体的な使途をイメージできるよう「事業応援型寄附」の充実や、県産品の普及拡大を目的とした共通返礼品の設定、民間ポータルサイトの活用など、より訴求力の高い取組を行ってきた。

全国的にも、令和3年度の寄附総額が過去最高<sup>87</sup>を記録する中、本県の受入額をさらに伸ばしていくため、クラウドファンディング型の活用や、組織体制の拡充を含めた更なる魅力化について検討を進めていく必要がある。

また、ふるさと納税は継続して岩手と関わりを持っていただくための契機にもなることから、人的交流に資する体験型観光商品や、さらに魅力的な返礼品の設定など、関係人口の拡大にも資する取組を行っていくことが重要である。

#### （使用料の見直し）

行政財産や公の施設の使用料については、維持管理費又は減価償却費にあてるべきものとして、他都道府県における同種施設等との均衡も考慮しながら、適切な額を徴収することが、持続的な供用のため必要と考えられる。

そのため、第一義的には、特に使用料を徴収している県民利用施設を念頭に、それぞれの施設における創意工夫等によって来客者数等を増加させ、維持補修費等の支出を賄う構造を構築する必要がある。

また、本県においては、広く県民の利用を目的として設置している施設で、政策上の目的から無料で供用しているものがある。その中で、利用者数が特に多い「いわてこどもの森」、「平泉世界遺産ガイドセンター」、「東日本大震災津波伝承館」等については、今後も継続して魅力ある施設として供用するためにも、利用者ニーズも踏まえつつ、中長期的な視点に立って有料化について積極的に検討していく必要がある。（資料85）

#### （Jクレジットの更なる活用）

本県では、これまで5,594トンの森林由来クレジットを発行し、令和4年7月末時点で、4,831トン（約7,718万円）を販売しており、残る販売可能量は763トン（約1,259万円）である。

新たなクレジット発行には、県有林全体をクレジット発行の対象とした場合、本県では、分収林<sup>88</sup>（県行造林<sup>89</sup>、公営林<sup>90</sup>）の主伐量が多いため、間伐等による二酸化炭素吸収量が主伐による排出量以

<sup>86</sup> 市町村受入額を除く。

<sup>87</sup> ふるさと納税に関する現況調査結果（令和4年7月、総務省）による。本調査結果によると、令和3年度の全国の受入総額は約8,302億円（対前年比：約1.2倍）であった。1都道府県（県及び市区町村分合算）当たりの平均受入額は約177億円であり、本県の受入額は148億円であった。

<sup>88</sup> 森林を土地の所有権と樹木の経営権に分離し、樹木の売却益等を2者で決めた割合で分収するもの。

<sup>89</sup> 県が土地所有者と分収契約を結んで造林を行うもの。

<sup>90</sup> 社団法人岩手県林業公社（平成19年5月解散）が造成した分収林を県が承継したもの。

上であるという発行条件を満たせないという課題がある。

国は、本年8月に、伐採後の再造林や伐採木材を木材製品として利用した場合の炭素固定に係る二酸化炭素吸収量をクレジット算定できるよう認定基準を緩和したことから、これを踏まえ、県では新たなクレジット創出を検討すべきである。

加えて、クレジット発行の拡大に向け、県有林（模範林<sup>91</sup>、県行造林、公営林）の組み合わせによるクレジット発行や、エリア別でのクレジット発行の可否など、認定基準の範囲内で想定される様々な発行形態を整理する必要がある。

また、先述の整理によってもなお条件を満たすことができない場合は、国に対し認定基準の見直しを要請するなど、更なる活用策を検討すべきである。

### （電気事業会計）

本県はグリーン社会実現に向けての高いポテンシャルを有しており、特に電気事業会計においては、令和2年度における純利益が22億4,300万円、資金剰余は171億3,000万円となるなど、再生可能エネルギーの普及の着実な推進を図りつつ、企業としても高い収益性を誇っている。

電気事業会計については、設置当初の事業目的<sup>92</sup>が達成されるとともに、そのポテンシャルを活用してこれまで地域貢献施策を実施している。令和2年度において純利益の4.5%に相当する1億100万円を計上し<sup>93</sup>、企業経営を通じて生じた剰余金を活用して県民への還元等を実施してきた。

これらの県民への還元策について、令和2年度における本県を除く北海道・東北エリアの事業者<sup>94</sup>の地域貢献施策の額は平均13億8,800万円、純利益の48.7%となっており、本県の電気事業会計におけるポテンシャルを鑑みれば、グリーン社会の実現に向けて地域貢献施策等への更なる投資等が可能な状況となっている。そのため、短期的かつ中長期的な視点に立って、電気事業会計においても他県と同規模での地域貢献施策の実施が可能か検討する必要がある。なお、行財政改革等を背景とした民間への譲渡事例も多数<sup>95</sup>存在するが、今後のグリーン社会の実現に向けた諸方策を検討するにあたり、電気事業会計は必要不可欠であり、今後の情勢等を見極める必要がある。

### （土地開発公社）

岩手県土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号。以下「公拡法」という。）に基づき設立された、本県が全額出資している法人である。昭和48年の設立以来、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的として、公共用地、公用地等の取得、管理及び処分等を行い、東日本大震災津波からの復旧・復興等においても重要な役割を担ってきた。

同公社の収益については、公拡法の規定において、「毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、

<sup>91</sup> 県の所有する土地に林業経営の模範を示す目的で造成されたもの。

<sup>92</sup> 昭和27年1月、戦後の復興の基礎につながる電力供給増大の要請と、地域経済発展の緒となる北上特定地域総合開発計画の一環として水力発電事業を推進するため、岩手県土木部内に「県営発電事務局」が設置され、昭和30年10月「岩手県電力局」発足、昭和31年4月1日から地方公営企業法全面適用により、岩手県に公営電気事業が誕生した。（岩手県企業局50年史17ページ）。

<sup>93</sup> 内訳は、環境保全、クリーンエネルギー導入に約1,800万円、震災復興・ふるさと振興に約8,300万円となっている。なお、令和4年度当初予算においても6億3,400万円を計上している。

<sup>94</sup> 北海道、秋田県、山形県、新潟県。

<sup>95</sup> 平成15年以降、鳥取県等における事例が11件ある。



前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、準備金として整理しなければならない」とされており、令和2年度決算における準備金の額は約93億円となっている。

同社は、自動車関連企業を中心に本県に対する投資意欲が示されている現状等にあることを踏まえ、少なくとも当面は存続させるべきである。しかし、内部留保資金の活用については、平成26年の外部経営調査報告において、公社と設立団体である岩手県との間で十分協議するよう報告されていることも踏まえ、地域貢献施策の展開にあたっての短期的な財源確保策の一つとして活用を検討していくことが望ましい。

#### **（岩手県競馬組合）**

岩手県競馬組合（以下「競馬組合」という。）は、平成19年3月に構成団体である岩手県、奥州市及び盛岡市から330億円の融資を受け、既存債務全額を繰上償還し、新たな赤字を発生させないことを存続の条件として事業を継続している。

本県では、平成18年度に定額運用基金として岩手競馬再生推進基金（277.5億円）を造成し、同基金から競馬組合に181.5億円、奥州市に57.5億円、盛岡市に38.5億円の融資を行っている<sup>96</sup>。

これらの融資のうち奥州市及び盛岡市からの償還分については同基金に積み立てられており、その残高は令和3年度末において約69億円となっている。両市が自主財源を確保して競馬組合に融資していることを勘案すれば、両市からの償還分の使用目的は達成されたものと解される。

同基金は、造成時に県債管理基金のうち217.5億円、公共施設等整備基金のうち60億円を取り崩したことを踏まえ、その活用策を検討すべきである。

また、競馬組合からの償還は、令和3年度末現在で貸付額181.5億円に対して約1億円となっていることから、今後の希望ある岩手の実現に向けた諸施策の展開、それに伴って必要となる持続可能な行財政基盤の構築に向けて、今後、計画的な償還計画を策定することが求められる。

#### **（本県独自の超過課税等）**

人口減少が急速に進行するなか、多様化する行政需要に対応し、持続可能な行財政基盤を構築していくためには、安定的な施策の展開に向けた県独自の自主財源の確保についても中長期的な視点から検討を進める必要がある。

#### **ア いわての森林づくり県民税と森林環境税**

本県では、平成18年度に県民税均等割の税率の特例（超過課税）としていわての森林づくり県民税（以下「森林づくり県民税」という。）を創設し、森林環境の保全に関する事業の財源として活用している。5年間を1期として実施し、現在第4期目（令和3年度～令和7年度）である。課税額は個人が年間1,000円、法人が資本金に応じ2,000円～80,000円であり、第3期までの税収は合計約102億円となっている。

一方、国においても、平成30年度に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）が成立し、令和元年度から森林環境譲与税の譲与が開始され、令和6年度から森林

<sup>96</sup> 県から奥州市及び盛岡市への融資については、両市から競馬組合への融資に際し、自主財源による捻出が困難であった相当分を融資したものの。

環境税の課税が開始予定となっている。森林環境譲与税の配分額は、令和3年度は総額約400億円（都道府県60億円、市町村340億円）〔うち本県配分額総額12.1億円（県1.8億円、市町村10.3億円）〕であるが、市町村分の譲与額が段階的に拡大され、令和6年度には総額約600億円（都道府県60億円、市町村540億円）に達する見込みである。

## イ いわたの森林づくり県民税の用途拡大の検討

森林づくり県民税収入等を積み立てている「いわたの森林づくり基金」の残高は令和3年度末時点で約23億円まで拡大している。基金残高は、第4期で大きく減少する見込みであるが、さらに令和6年度から森林環境税が課税され主に市町村への譲与税配分額が増額されると、県と市町村を合わせた県全体での森林環境保全に係る財源は大幅に拡充されることとなる。県と市町村の役割分担や専門人材の補完体制等も含めて、今後、2つの税の用途をより一層整理していく必要がある。

また、森林づくり県民税は創設から約15年が経過し、この間、県の重点テーマとしてグリーン社会の実現などの行政需要の変化や今般の森林環境税の創設等の動きを踏まえると、森林づくり県民税の更なる用途の拡大について、条例の趣旨や目的の見直しも含めて検討する時期が来ていると考えられる。

森林づくり県民税の新たな用途として、森林環境保全分野では、グリーン社会の実現や木材関連産業創出に資する事業への活用が考えられる。また、Jクレジットのように森林の価値を金額換算し長期的に収益化することも検討すべきであり、そのための森林整備やデータベース構築など、森林の価値化への投資に森林づくり県民税を活用することも考えられる。

さらに、中長期的な視点に立てば、本県の強みである県立病院や県立高等学校に係る公債費負担が2050年代まで増嵩していく見込みであること等も踏まえて、超過課税のあり方について、森林環境保全分野に限定せず、本県の重要課題である「医療提供体制の確保」のための施策や、子育てや教育など安心・安全な基盤を構築するための「人への投資」への拡大も積極的に検討すべきである。

## 2 行財政改革の着実な推進に向けた体制の構築

### （今後の体制構築の必要性）

以上、持続可能で希望ある岩手を実現する行財政研究会における議論等を踏まえて、今般、中長期的な視点に立って、国の制度改善等をはじめとする行財政改革の抜本的方策について、そのアウトラインを総務部において「持続可能で希望ある岩手を実現するための行財政改革に関する報告書」（令和4年9月）として取りまとめた。

本報告書で示した抜本的方策については、施策の実現という政策的な側面（攻め）と持続的な行財政基盤の構築という内部管理的な側面（守り）の両面から着実に推進を図る必要がある。そのため、毎年度その進捗状況等について検証しつつ、PDCAサイクルを実践していく体制を構築する必要がある。

また、現下の世界情勢等を鑑みるに、ロシアによるウクライナ侵略やそれらを発端とした原油価格・物価高騰など、様々な要因により岩手県をめぐる情勢が変化することを踏まえれば、その時々々の社会経済情勢等を踏まえて、県民や市町村等との議論のほかにも、その性質に応じて第三者的視点からの議論等も踏まえて多角的な視点から、軌道修正を図っていく必要がある。

### （具体的な体制構築）

今後、これらの検討方策の実現に向けては、一義的には総務部を中心として毎年度の予算編成等を通じてPDCAサイクルを実践していく一方で、今後の政策推進にあたっては、本県のような規模であれば政策立案と財政運営が緊密に連携して一体的に推進されていくことが望ましく、担当部局の連携をこれまで以上に深化させていく必要がある。その中で、今後において中長期的な取組が必要なものについては、第三者からの意見等も踏まえた上で、適宜適切に軌道修正を図っていくことが望ましい。

とりわけ、本研究会において重点的に議論を行った本県の強みである県立病院や県立高等学校の更なる充実に向けては、毎年度の進捗状況等について確認していく必要がある。

そのため、財政目標の設定については行政経営プランへ反映させるとともに、内部の進捗管理については総務部を中心として、関係部局等における取組の進捗状況等について取りまとめ、必要に応じて関係部局等とも連携して助言等を行うなど軌道修正を図る必要がある。

その際、これらの進捗状況等については、既存の政策評価や事務事業評価に加えて、毎年度の予算編成等を通じて見える化を図るなど、県民に対して分かりやすい形で提供する新たな取組も必要である。

また、県立病院や県立高等学校を念頭に、今般の研究会における構成員等を中心として、知事との意見交換等を含めて、今後においても引き続き、第三者的視点も取り込んだ岩手県の行財政運営のあり方を議論する機会が必要である。